

令和6年陸別町議会6月定例会会議録（第2号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和6年6月5日 午前10時00分			議長	久保広幸
	閉会	令和6年6月5日 午後2時57分			議長	久保広幸
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員  凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す  ▲○ 公務欠席を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	出席 7人	1	濱田正志	○		
	欠席 0人	2	三輪隼平	○		
		3	渡辺三義	○		
		4	工藤哲男	○		
		5	中村佳代子	○		
		6	谷郁司	○		
		8	久保広幸	○		
会議録署名議員	渡辺三義		工藤哲男			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 請川義浩			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町長	本田学	教育長	有田勝彦		
	監査委員	村本和弘	農業委員会会長	佐藤直人		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	今村保広	総務課長	丹崎秀幸		
	町民課長	遠藤克博	産業振興課長	菅原靖志		
	建設課長	清水光明	保健福祉センター次長	空井猛壽		
	国保関寛齋診療所事務長	（空井猛壽）		総務課参事	瀧澤徹	
	総務課主幹	清水遊				
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教委次長	瀧澤勇二				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農業委員会事務局長	本間希				
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
3	意見書案第1号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
4	発議案第2号	議員の派遣について
5		委員会の閉会中の継続調査について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎諸般の報告

---

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

---

◎開議宣告

---

○議長（久保広幸君） これより、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（久保広幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番渡辺議員、4番工藤議員を指名します。

---

◎日程第2 一般質問

---

○議長（久保広幸君） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 早いことに今月で1年の半分を迎えまして、今年は皆さんも御存じのとおり、元旦早々能登半島地震、また4月には台湾東部沖地震、そして4月17日の愛媛、高知、また最近ですが、今月早々、再度能登半島には震度レベル5の地震に見舞われ、今も不安な毎日を送られております。いつ起きても不思議ではない自然災害に、この先も対策は十二分に備えていかなければならないという現状でございます。

さて、今回の6月の定例会におきまして、一般質問ということで時間をいただきまして、中学校では4月より自転車通学が始まりました。その現状について。そして先ほど話いたしました、今年には地震など大きな災害が発生しておりますので、学校における災害時の対応・対策について、その組織等の現状について大きく二つのテーマに分けて、教育長に今日はお伺いしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに自転車通学については、今回、4点ほどテーマを設けておりますので、順次報告順に進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

道路改正法の施行から1年目を迎えて、自転車利用者のヘルメット着用、これについては年齢に問わず、着用の努力義務化ということになりました。そんな中、昨年、

十勝管内におきましては560件の自転車事故が発生しておりまして、そのうち亡くなった方は10人ほどおられる。うち、この比率でいきましたら高校生が全体の34%、15歳未満の方全体で20%、そして19歳未満が29%と、特に若い世代の自転車事故が目立っているということでございます。

先般、帯広警察署管内においても、「かぶろうヘルメット」をテーマに自転車マナー、また反射材に対しても、今後啓発活動を行いながら、自転車事故防止に努めていきたいということでございます。本町では、中学生になると自転車通学ができ、利用者にあたっては一定の基準が設けられているということでございますが、そこで最初に、現在、自転車通学されている生徒はどのぐらいいらっしゃるのか。

次に、最近の自転車通学者の利用傾向はどのような状況にあるのか。

それと、先ほど話しましたが、自転車通学による認定基準というのですか、その辺の利用許可についてはどのような取組をされているのか、とりあえずその3点について伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） まず、学校の自転車通学の現状についてでありますけれども、陸別には、陸別小学校と陸別中学校と1校ずつございますけれども、陸別小学校については自転車通学は認めていません。陸別中学校については、自転車通学を認めているということでありますけれども、季節的には新学期が始まって春から秋口ぐらいまでということですが、日にちというよりは、おおよそ目安はありますけれども、陸別特有、寒さだとか降雪の時期がありますので、安全に自転車が走行できるという状況を確認してからの許可と、終わりについても、おおよそ秋口ということではありますが、例えば降雪が年によっては早い時期がありますので、そういう場合については早めに取りやめるといような状況で、自転車通学を中学校のほうにおいては許可をしているというような現状であります。

今現在、自転車通学をしている者についてでありますけれども、1年生が14人、2年生が7人、3年生が7人ということで28人ということで、全体でいうと、半数ちょっとぐらいの生徒が自転車通学をしているということであります。

なお、1年生の14人のうち1人は、実はスクールバスで通学している者でありますけれども、サッカー部ということでありますので、サッカー部の練習場所が学校から離れている場所にあるということで、部活の関係で自転車を利用しているものも1名含まれているというような状況であります。

それから、最近の自転車通学者の傾向ということでありますけれども、通学に関しては中学生、小学生も通常通学以外のところで自転車に乗っている児童おりますけれども、陸別の子どもたちについては、とてもマナーを守って自転車に乗っていただいていると見受けられます。もしマナーが悪い子供がいれば、教えていただければと思いますけれども、他町から見ると、とてもマナーよく自転車に乗っていただいているかなと

思っております。ただ、時折ちょっと無理な自転車の乗り方をしているという場合については、そういう情報が入りましたら、即座に学校等にお知らせをして、指導等を実施しているというような状況であります。

それから、通学許可基準につきましては、これは従前ずっとやっていることでありますけれども、まず新学期始まって年度始めに、自転車の安全確認集会をしっかりと行っているというところで、ここが大切なのかなというふうに思っておりますけれども、交通規則だとかマナーをしっかりと守って、安全運転をしましょうということで取り組んでいるところであります。この自転車通学についても、学校として許可をするにあたってルールがありますけれども、聞いているところによりますと、警告8項目、それから停止4項目、承認・取消し2項目というような、そういう段階的なルールをつけているということであります。当然、自転車についても整備点検が必要でありますので、保護者のほうにも確認をしてもらって、利用していただいているということであります。

それから、議員のほうからもお話がありましたけれども、昨年、改正の道路交通法によりまして、ヘルメットの着用ということでありましたけれども、昨年のすぐの対応にはなりませんでしたが、令和6年度においては、自転車利用のヘルメットの着用が努力義務化されましたので、今年度につきましては自転車通学の許可要件に、ヘルメット着用を必須として取り組んでいるところであります。それによりまして、自転車通学についてはヘルメットを着用して、自転車に乗っていただいているという現状であります。

ただ、自転車通学以外の生徒につきましては、努力義務ということでありますので、土・日休み等については、ヘルメットを着用していない生徒もいるかもしれませんが、基本的には通学時についてはヘルメット着用を義務化して、安全に乗っていただいているというような状況であります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 状況については分かりました。

次に、通学時における事故防止対策についてお伺いいたします。

自転車による事故では、全国で一番件数の多い地域というのですか、9年連続でワーストワンの群馬県が一番多いそうでございます。そして、香川県、佐賀県と言われております。その事故の多くは、80%が車との事故ということでございます。その中でも一番多いのが、安全の不確認、そして次に一時停止、信号無視とか、また交差点での事故が全体の7割を占めていると言われております。そして残る3割については出会い頭ということでございます。

この事故の80%が、自宅から約2キロメートル以内で発生していると言われております。主に事故の要因としては人的ミスとか、安全不確認、不注意、これが最も原因と言われております。本町では通学手段として、スクールバス、また徒歩通学、そして

先ほどの自転車通学がありまして、いずれも交通ルールの中で登下校されているというのが現状でございます。

今朝もテレビで、ある中学校で自転車事故の実演の中で、安全教育を受けている現状を目にしたわけですが、そこで学校における自転車通学等に対する安全対策というのですか、その安全教育とか安全訓練等の取組については、本町においてはどのような指導をされているのか、その辺伺いたします。

○議長（久保広幸君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 通学にあたっての安全教育・安全訓練等についてということでもありますけれども、とても大切なことでありまして、自分の生命を守ることと、毎年、小学校・中学校においても児童・生徒については、人が入れ替わっているということでもありますので、学校の取組としては毎年ということになりますけれども、実際に対応している子供たちについては、年々、替わっているということとあります。

特に、小学生については低学年のうち、とても大切なところで、きちっと通学をするというところを学んでいただくと同時に、年々上級生になっていくというところで、より本人も含めて、下級生についての指導も含めて、中学校については範囲も広がってくると、自転車もあるということとありますので、陸別の子供たちについては、自分からルール・マナーを守って、通学等をしていただいていると思っております。

ただ、残念ながら子供たちがルールを守っても、例えば自動車に乗っている方の赤信号無視だとか、一時停止、不停止だとかという部分で、運転車側の加害事例というのは若干ですけれども、見受けられるということとありますので、信号等を過信せず、自分の身は自分で守るということも徹底しているという状況であります。

また、小・中学校はそれぞれでありますけれども、必ず新学期始まりまして、ゴールデンウィーク前後になるかと思っておりますけれども、毎年、本別警察署・陸別駐在所の署長等の協力を得まして、交通安全教室・交通安全の指導を行っているところであります。また、教員等についても春先、街頭指導を行っているということで、それぞれの立場の中で安全に通学をしていただけるよう環境づくりに、取り組んでいるというところであります。

今年については、中学校が自転車通学時にヘルメットを着用・義務化ということとありますけれども、小学校においてもふだん自転車乗るときに、ヘルメットの着用をお願いする。また、着用することの大切さを駐在署の職員のほうから親切にお話をさせていただいて、少しずつヘルメット着用者の子供たち、また町民の皆さんも、増えていただけるといいのかなと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 分かりました。10代の安全・訓練等に対する防災対策ですが、今、教育長が言われましたように、これについてはしっかりと実施していった

だきたいと思います。

次に、ヘルメット管理についてお伺いしていきたいと思います。

昨年、道内におきましては自転車事故件数は1,366件で、年々増加の傾向にあり、この数値を見ましたら、その事故の中については46.7%が、頭部に負傷を負っているということでございます。十勝管内も含めまして、全般においてヘルメット着用率は本当にまだ低いということで、最近、40代、50代の方のヘルメット着用が多く目立ってきたということでございまして、特に10代のヘルメット着用が、まだ徹底されていないということで、これからその辺について徹底していきたいということでございます。

未着用の要因については、報道の中では髪型が崩れるとか、面倒くさい、みんながかぶっていないから、いいのではないかという理由を挙げておりますが、道警としても、これから後悔のないような形の中で、予防について指導していきたいということでございます。

新聞報道の中で目にしたのは、最近、本町と同じく隣接する北見市の中学校では、4月よりほとんどの中学校で登下校時のヘルメット着用。それと、また管内の豊頃町では、管内初めての全世帯を対象にする自転車購入についてのヘルメット導入については、補助金をつけるということで、これは町民一丸となって事故防止に努めるということでは、安全対策を図ろうということで、ちょっと考えてみたらゼロカーボン参加の第一歩かなと、私は思っております。

また、少子化日本では、43年連続で子供人口減少の中にありまして、本当に子供というのは宝であり、子育て支援については、ある程度本町においても行き渡ってはおりますが、まだ継続的な拡大についてはやむを得ない状況にあるのかなと、私はそう思っております。そういうことで、今回、子育て支援一貫事業として、小学校、中学生を対象に自転車利用に対するそのヘルメット購入者に対して、代金の一部を助成・支援してはと思います。

そういうことで、少なくとも現在中学校では、自転車通学者のヘルメット購入、今回、お話聞きましたら非常に多い数字でございます。総合計画の教育の政策の中にもありますが、登下校時の安全確保という意味でも、少しは関連するものと思っております。自転車通学には、体力づくりとか、交通ルールとか、交通マナーですか、教育長も先ほどお話されていましたが、たくさんこれによって学びの拡散は大きく、私は本当に自転車通学は大いに体験と参加をしてほしいと思っております。そういうことで、今、すぐとは言いませんが、このヘルメット購入費の助成・支援について、教育長の考えをお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） ヘルメット着用の件につきましては、先ほども申し上げましたけれども、改正道路交通法によりまして昨年の4月1日から、全ての自転車利用者に

対して、ヘルメットの着用が努力義務化されました。これは子供だけでなく、一般の成人の方も皆さん同じかなと思っています。間違いなくこの身体の中で、例えば転倒だとか事故起きたときに、一番守らなければならない部分は頭部なのかなというふうに思いますし、頭部の打撃が、とても致命傷になるのかなと思っています。ここを守るためにヘルメット着用というのが、努力義務化なのかなというふうに思っております。

今後、この着用をどうやって広げていくかというところで、その手段の一つとしては、今、議員おっしゃられた助成のような制度も、考えられるのかなというふうに思っております。十勝管内においても、議員おっしゃるとおり、私が確認できた中でも現在豊頃町で、町内の販売店において安全基準を満たした自転車用ヘルメットを購入した町民に対して、3,000円を上限に購入費の一部を助成していると聞いております。この部分をやることによって、どこまで着用が広がっていくかなというふうに思っています。

まず、子供たちに対しては、保護者が自分の子供の安全を守るという意味で、ぜひ、ヘルメットの購入をお願いしたいと思っておりますけれども、当町においては、町の中での政策的な子育て支援がいろいろありますけれども、いろいろなこの支援に取り組まれているというふうに思っております。私としては今現在のところ、そのような経費が結構あるかなというふうに思っておりますので、当面はその経費の中で、必要な方が購入していただければなというふうに思っておりますので、私的には今現在、早急に助成に向けて取り組んでいく必要というふうには思っておりません。

以上です。

○議長（久保広幸君） 3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 今のお話聞きまして、前向きに進めていっていただきたいと、そのように思っております。

それでは、通学路に対しては最後の質問になりますけれども、通学路というのは安全かつ危険度が少なく、常に安全な環境の中で保たなければならないのが基本でございます。他町村もそうですが、本町の通学路というのは、今、国道・道々、そして町道が常に側面しておりまして、まだ、その通学路の中には見通しが悪い箇所とか段差とか、横断歩道の未設置など改善予知される場所というのは、まだあるような感じがいたしております。

そこで通学路に対して3点ほど伺いして、この通学路の安全に対しては終わりたいと思います。

まず最初に、最近、通学路における改良改善ですか、そのような実施されているような場所というのはあるのかどうか。それとあと、この通学路に対して子供たちとか、父兄の皆さんから、ここ危ないよというようなそういうお話しはないのかどうか。それと最後に、通学路等の安全管理に対する巡回とか点検はどのように取り組まれているのかお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 今の御質問があった3点でありますけれども、ちょっと集約してまとめたお話になるかもしれませんけれども、御了承いただければと思っております。

通学路の安全については、まず点検については毎年教職員を含めて、それぞれの学区の部分で点検をしているというところであります。陸別については、全国的な通学路、特に都市部なんか見ると、たまに事故があるときは車道があって、白線が一本あって30センチか50センチくらいしかないというようなところが、通学路になっているというような状況のところも見受けられますけれども、当町においては、国道・道道・町道においては、それぞれの歩道については車が通れるくらい広がっているということで、その部分については、とても環境的にはいい状況が保たれているのかなというふうに思っております。

通学路の安全対策については、陸別町においては令和2年の7月に、関係機関の連携を図るためということで、陸別町教育委員会、陸別小学校・陸別中学校、それから陸別町建設課、それから北海道釧路方面本別警察署、それから北海道開発局帯広開発建設部足寄道路道路事務所、それから北海道十勝総合振興局の帯広建設管理部の足寄出張所の担当者のメンバーが一堂に会して、陸別町通学路安全推進会議を設置して、いろいろ検討・協議をしております。

その設置をいたしまして、陸別町通学路交通安全プログラムというものを策定しております。この取り組みについては、5年に1度程度合同点検を実施して、通学路の対策箇所について協議して、安全確保に取り組んでいるところであります。当町も一堂に会して、点検をしております。例えば、我々、陸別町内の人間だけでやると、警察だとか開発だとかの部分で、これでまた改めて要望するだとかということになってくるのですけれども、それぞれの関係部署の担当者は陸別町に来て、現地に来て直接見ていただいております。

改善内容については、一部いろいろ要望もあるのですけれども、例えば予算の関係だとか、形状的にどうしても難しい。例えば国道で言うと、ちょうどAコープのところだとか、交差点があるので、あそこに行くまでの間にどうしても渡りたいというような話もありまして、歩道の設置だとか、信号の設置だとかって意見もあったのですけれども、形状的にはその先にすぐ北見方面から足寄方面に向かっていくと、下って右側にカーブがいくだとか、そういうような道路形状によってなかなか難しいという部分もありますけれども、あるところをきちっと通ってもらうということで、子供たちには指導しておりますけれども、一部、そういう形の中で歩道の設置だとか、信号機の設置だとか、よりあったらいいなという部分の意見もありましたけれども、現状では特に早急に改善をするようなところはないというところで、結論に至っているところでもあります。

また、現在、小・中学校、子供たちも通っていて、保護者も登校時・送迎等も行っているのですが、今のところ子供たちは保護者から早急に改善すべきというような意見・要望は、いただいていないというところになります。ただ、今後については条件が、例えば新たな建物ができたりだとか、取り壊しになっているとか、見通しのよいとか悪いとかっていうところもありますので、状況において要望を受ければ、そういう点検をしていきたいと思っておりますけれども、まずは学校においては、教職員が毎年点検を実施していることと、そのことを踏まえて春先に交通安全教室を実施しているということで、今、進んでいるということでもありますので、絶対全てが完全だというわけではありませんけれども、そういう対策に講じているのが今の現状であります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） そういうことで今のお話を聞きまして、本当に安心いたしました。子供たちの命を守る通学路としても、今後も継続的な改善管理をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと最近、学校、管理についてお話ししますが、以前にも、私、お話ししました。先ほど、教育長が言われましたように、生徒の皆さんが横断歩道を渡ったりするときに本当に丁寧なおじぎ、それも渡り終わった後もおじぎするというようなことを、頻繁に私は目にしております。この姿を見て私たちも気持ちがよくて、すがすがしい気持ちになって、見習わなければならないなということを常に頭に入れておりますので、この場を借りまして、教育長に連絡するようなことが機会がありましたので、ちょっとお伝えしていきたいと思ひます。これについては常日頃、子供たちについてよろしくお願ひしていただきたいと思います。

それでは、次に先ほど話にもありましたが、今年は年の初めから日本においては、大地震などの大災害に見舞われまして、学校等においても地震・災害によりまして生徒の家族分断、ほかの地域の移住なども、本当に予想もされない事態になっております。前に同僚議員からも、災害時における対応についてはお話されておりましたが、本当にいつ起きても不思議ではありません。特に学校においては、集団生活の中にありますので、常に万全な体制を引いておかなければならないということで思っております。

本町では、陸別町地域防災計画の中で防災会議条例これがありまして、本部を立ち上げて運営されているということでございますが、学校においても防災組織体制、整備のことと思われまして、この体制を含めて何点か質問させていただきます。

最初に、組織体制についてお伺ひしたい、そして今までこの組織体制の中で活動された実績はあるのかどうか。それと、これは最初に質問したと同じくなりますが、役割分担等、これらについては明確に指示されているのかどうか。それと、一番大事な災害時における学校における非常食の備蓄状況について、この三、四点についてお伺ひいたします。

○議長（久保広幸君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 災害の今の御答弁の前に、先ほどの通学路の安全対策の関係でありますけれども、先日、自治会連合会の総会もありました。その中でちょっとお礼を申し上げたところでありますけれども、今、陸別町においては市街地の全部の自治会が協力していただいて、校区支援ネットワークというのを設置しております。これは月2回ほどでありますけれども、月初めと月中旬と登下校を各自治会からの人に、それぞれ地域ごとに街頭に立っていただいて、見守っていただいているということでもあります。

これは地域の子供たちを見てもらえる、安全を見てもらえるということで、とても大切なことで、大変ありがたいことだと思っておりますので、感謝を申し上げるとともに、今後もぜひ継続していただければということで、これが陸別町の地域力の高さにつながっていくのかなというふうに思っております。

災害時における組織体制等についてということでもありますけれども、当町、小学校・中学校1校ずつでありますけれども、それぞれ学校において、危機管理マニュアルを策定しております。この中にはいろいろな災害の項目はできておりますけれども、春先に校長・教頭会議を通じて言っているのは、いろいろなマニュアルがあるのですけれども、実はマニュアルは毎日・日々なかなか目を通すことがなくて、いざ起きた時というケースがあるかなと思っておりますけれども、学校においても教職員も一部でありますけれども、入れ替わりがしているということで、去年見た以来見ていないという事例も、もしかしたらあるのかもしれないということもありますので、年度初めに校長・教頭をも含めて、全教職員は必ずそれぞれの危機管理マニュアル等を1回は目を通してもらって、不測の事態に対応できるようにということで、その辺については、4月初めの会議の中でもお知らせをして、お願いをしているところであります。そういうことで、非常時の対応に備えているという状況であります。

今、毎年のごとでありますけれども、一日防災学校、それから避難訓練などの実施に伴って、学校で定めた危機管理マニュアルを活用して、教職員の組織体制並びに関係機関との連携体制を確認して、子供たちも非常時にどういう動き、行動をすればいいのかということ、毎年毎年行っているところであります。そういうところで、災害に向けての自分の身を守るという、安全に取り組むような形を進めているところであります。

それから、非常食につきましては、小学校・中学校では、独自での非常食は備蓄をしておりません。前回の議会でも町長のほうから、町での非常食の状況をお話しされたかと思っておりますけれども、担当の方から5月20日現在でありますけれども、主食・副食合わせて2,830食を備蓄しているということで、1日につき100名ほどが非常食を取れば、4日程度分ぐらひは対応できるのかなと思っております。

災害対応ということではありませんけれども、給食センターがあります。給食センターでは、例えばアクシデントによって予定の食材が入らないだとか、それから停電で

あるだとか、給食センターが使えないといった場合については、急遽非常食を使うということで、これにつきましては例えば救急カレーであるだとか、野菜シチュー、焼き鳥缶だとか、おでん缶、それから缶パン等ありますけれども、これが大体1,369食ありますので、1日に大体230食ちょっとを利用しているということでもありますので、お昼だけの前提できますと、大体3日前後ぐらいはここに対応できるようなものは、確保しているというような状況であります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 分かりました。学校は集団組織でありますので、常に体制の確認全員把握して、現状のままで遂行して行ってほしいと思います。特に、子供たちは大人の指導によって動きますので、この辺については大変重要視されていくのかなと思います。そういうことでよろしく願いいたします。

それでは最後の質問になりますが、学校の防災訓練の取組についてお伺いしていきたいと思えます。

本町においては津波はないものの、災害といえば地震、台風、大雨、大雪、こちらで言えば冬の吹雪も入りますね、が想定されます。その時期において、該当する災害については常に頭においていく必要があると思えます。それには必ず事前に危険箇所などを把握することが大事で、常に安全な避難場所の確保に努めることも大変重要視されて、これについては今後求められてくると思えます。

また、本町の防災計画の中で警戒レベルを見ると、警戒レベル1については早期注意、2については大雨・洪水注意、3については高齢者避難、4については避難指示、5については緊急確保と、このような段階の項目で、町については動かれております。そこで、学校においては災害に対する教育訓練とか、このようなことはどのように進まれているのか。私、今回の石川県の能登半島地震で、つくづく学校のそういうあれというのは、すごく大事だなということに思ったわけでございます。

それともう1点、最後にお聞きしたいのは、先ほども警戒レベルのお話をしましたが、学校では災害時の判断については、どのような状況の中で実施されていくのか、この2点について最後にお伺いしまして、私の一般質問を終わりたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（久保広幸君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） まず、防災訓練の取組の状況でありますけれども、特に多いのは避難訓練ということになりますけれども、避難訓練におきましては、災害時に生徒が適切な誘導の下に安全に避難して、生命や身体の安全を保持する訓練になります。全校一斉に同行動をさせる実践的教育を行うものの一つであります。

また、この訓練を実施することにより、冷静沈着な判断力、規律と統制のある機敏な活動力を育てて、下級生や身体の不自由な友達、友人等に対するいたわりやそれから協

力、奉仕などの行動もとれるようにし、災害に対する不断の注意と対応能力をつけるなど、実践を通して総合的に学習することの意味も含まれて、実施をしているところでもあります。要するに、自分だけがいいのだということではなくて、集団行動の中でどうやって周りの状況も踏まえていきながら活動するかということも、教育的な意義があるということで、避難訓練を実施しているところでもあります。

当町においては、今、陸別町においても3年に1度の総合防災訓練を実施しているところでもありますけれども、昨年度も総合防災訓練を予定しておりましたが、悪天候のため中止になりましたけれども、その中でも小学校・中学校も学校も取り組んだ中で、一緒に総合防災訓練を取り組みましょうというような形の中で進められてきています。この意義というのは、学校の関係者だけが学校で1日防災学校、それから避難訓練をするということではなくて、例えば消防であるとか、警察であるとか、それから町の総務課防災担当の方、いろいろな協力を得てやることによって、専門家から直接アドバイスを受けるということはとても貴重なことでもありますし、そのように関係機関が協力していただいていることは、大変ありがたいなと思っております。

ただ、子供たちが実際にそれをやって、一行事的な取組では当然駄目だと思っておりますので、特に中学校においてはワークシートなどを活用しながら、感想だとか、自己評価を求めている部分もありますけれども、なかなか訓練だけで現実味が感じられないというような意見もありますけれども、時には抜き打ちで実施をするということもありますので、緊張感を持って体験することが、真剣な評価につながるのかなというふうに思っておりますので、これからも創意工夫をして取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、避難時における警戒レベルの基準については、先ほども申し上げましたとおり、危機管理マニュアルを作成しておりますけれども、実は基本的には陸別町の地域防災計画に準じて作成しておりますので、例えば地震による非常配備体制などにつきましては、第1種、第2種、第3種というふうにありますけれども、例えば第1種であると震度4の地震が発生した場合は、校長・教頭の管理職が出勤する。第2種でありますと、震度5弱以上の地震が発生した場合については、校長・教頭・各主任、それから公務補等が出勤する。それから、震度5強の地震が発生した場合は、全教職員が参集をするだとかという一応ルールは決めております。ただ、地震の状況によっては町外に住んでいる者もいますので、状況に応じて参集範囲を校長の判断で、非常備体制をつくるというような状況かなと思っています。

それからもう一つは、児童・生徒の安全を確保するためということでもありますけれども、学校にいるときに震度、地震があった場合、当然、最終的には生徒引渡しということになりますけれども、震度4以下であれば状況を見て、必要に応じて下校をさせるということになります。それが小学校であれば集団下校だとか、いろいろなその時の対応によりますけれども、震度5以上の場合については、保護者が引取り来るまで学校で

待機をさせるだとかというルールを設けていますので、ただ、これはあくまでも基準としての捉え方でありますので、町内全体の状況を見ながら、そういう取組をするということになろうかなと思っております。

基本的に、陸別町の地域防災計画に基づいておりますので、大きな災害になれば、それに基づいた取組を学校として進める。また、場合によっては、学校が避難場所になるということでありますので、学校の教職員がその辺の避難所になるということも念頭に感じながら、対策をとるのかなと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時58分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 昨年の5月以降、私の議員活動の1年が経過いたしました。町長並びに職員の皆様方、また同僚議員各位に支えられながら、徐々に議会の雰囲気慣れてきている状況の中、選挙はしていないものの、私のような新人議員を支えていただいている町民の皆様方に、心より感謝申し上げたいと思います。

さて、昨年の9月より毎回の一般質問の内容で、多々失礼があったかもしれませんが、質問をさせていただきました。私は、基本的に第6期陸別町総合計画に沿った中で、一般質問を行わせていただいておりますが、今回も通告のとおり、町長へ第6期陸別町総合計画の中から、健康づくりの充実と有害鳥獣対策の充実、町内企業の担い手や後継者確保育成の3点について質問いたしたいと思います。

過去の質問と同じ項目で、質問をすることになるかもしれませんが、私の公約の一つでもあります、町民の意見を反映させる活動を行うということをもとに、町民の代弁者として町民の皆様方の聞きたいことが、今まで質問した項目であっても、質問した内容と違えば、再度何度でも質問させていただきたいと思います。

まず、第6期陸別町総合計画の基本目標の2支え合いで心と身体の幸せをつくるまちの健康づくりの充実に関して質問したいと思います。

5月、6月となり、陸別町も厳しい冬から穏やかな、すがすがしい季節となり、町内においては体力増進を目的に、ジョギング、ウォーキングを楽しみながら、体力増強を行う方々も増えてきておりますが、健康づくりの充実の観点から、令和6年4月から令和18年3月の12年間の期間の計画、健康日本21りくべつ（第三次）における結果を踏まえ、改善対策等を考えていきたいと思っております。

この健康日本21りくべつ（第三次）の計画は、令和4年度の国保データベースシステムをKDBと言われているようですが、このデータを活用し策定している計画ですが、策定段階では陸別町は、肥満者の割合は現状値としてBMI、いわゆるボディ

マス指数、これは普通の体重の上限の指数、25.0以上の割合は、男性で42.9%、これは全道では39.2%であり、全国では34.2%であります。女性については33.0%、これは全道では24.4%、全国では21.4%と、男性・女性ともに北海道平均、全国平均を上回っております。

この計画では、肥満者の改善策として適切な栄養摂取を進め、野菜の摂取量を増加させることで改善させることを目標としております。身体活動と運動に関しましては、現状と課題につきまして、陸別町の40歳から74歳の1日1回30分以上の運動習慣がないものの割合は、男性は65.8%であり、女性は74.8%と、女性の70%以上が運動習慣のないことが現状となっております。1日1時間以上の運動なしのものは、男性では44.1%、全道や全国平均よりも少なく女性は54.1%と、全道や全国に比べて多少多い割合となっております。総体で運動の面では、陸別町は全国・全道平均より運動が少ない、運動する時間が少ない人が多いという現状になっていることが記載されております。

この計画では、陸別町は肥満者の割合は比較的高く、その要因の一つは、活動・運動不足が考えられ、年間を通じた運動量の確保と運動習慣の定着化のための対策が必要とされ、具体的な運動方法を情報提供し、冬期間のウォーキング、運動施設の確保など、環境整備に課題があるので、今後の取組については施設等の環境整備について、随時教育委員会と協議するというような計画であります。町民の健康づくりの観点から、この肥満者が平均多い現状を踏まえ、課題である冬期間の運動と運動施設の環境整備について、どのような整備と改善が必要なのか、まず伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 今、工藤議員がおっしゃるとおりで、御説明をいただいたとおりなのかなと思っております。BMI、ボディマス指数ということで、これは体重÷身長÷身長ということで、例えば70キログラムの体重で、175センチの方であれば、 $72 \div 1.75 \div 1.75$ とやると、そこに数字が出てくると思うのですよね。多分、これは健康診断とか受けなくても自分の身長、体重が分かれば、多分その指数が出てきて、その指数がきっと25、先ほどおっしゃったとおり、そのラインに来るのかなと思っております。18.5から25が普通の体重ということでありまして、この体重が増えると様々な病気の要因になるということで、今、肥満者の割合が陸別町は多いということなのかなと思っております。

今の「健康日本21りくべつ」ということで、そういう計画も立てさせていただいているところではありますが、今の御質問の中には、ハード面とソフト面の二面性のところがあるのかなと思っております。それと、冬期間の運動不足解消には、どのようなことでこれから進んでいくのかなというような御質問なのかなと思っております。

この計画を立てるにあたりまして、ハード面のことでいけば、施設をどうしていくのかという議論もなされてきたのかなというところがありますが、今の現時点で、この

ハード面の施設整備というのは、なかなか難しい場面に来ているのかなという認識をしております。今後、ソフト面に関しては健康増進、そして体力づくりの目標とした事業を創出するという事で、課を超えて、保健センター、そして教育委員会と連携を取りながら、これからやっていきたいなというところがあります。

今までも体力、こういう運動の関係については、委員会の方で実施しておりますフロアリングとか、さまざまなスポーツの大会も主催していただいているところでありますが、ここで先ほどの数字の中に、30分以上運動習慣がない方ということでもあります。これはもう冬期間とか、冬だからとか夏だとかということではなくて、私自身もそうなのですが、運動不足だなというところがありますので、そういう毎日行うこととかそういうことでなくても、先ほど言ったフロアリングだとか、軽スポーツ、そういうものに関しての皆さんに御案内を差し上げたり、あと保健指導の中で先ほど言った食の関係、食べ物の関係の指導等をこれからは行っていくという、そういうソフト面の部分も加えながら、これからやっていきたいなと思っております。いずれにしても、町民のニーズに応えられるような、そういう政策をしていかなければいけないことだと思いますが、施設整備、先ほど言ったように財源の問題もありますので、そこら辺は慎重に取り組んでいきたいと思っております。

以上であります。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 町長の御答弁で、ハード、それから運動施設の環境については、今のところなかなか困難であるというようなことでありますけれども、今回はお金もかからず、いつでもどこでもできるウォーキングを町として、もっと推進していただきたいと思っております。確かに、高齢者に関しましては、冬期間の凍結路面のウォーキングについては、滑ることで転倒のリスクがあるということから、高齢者の冬期間の問題をどうするのかというのは、検討・協議することは必要となります。

ウォーキングというのは、厚生労働省による健康日本21（第三次）によりますと、身体活動、運動分野に関連する目標として、日常生活における歩数の増加、運動習慣の割合の増加、それから居心地がよくなる町、町なかづくりに取り組む市町村数の増加について目標値を定めております。身体活動、運動分野に関する目標指数は、日常生活における1日歩数の平均値は、令和元年の現状としては、20歳から64歳の男性は7,864歩、女性は6,685歩、65歳以上の男性は5,396歩、女性は4,656歩であり、総体の平均歩数は6,278歩となっております。

健康日本21（第三次）の計画では、令和14年度の目標歩数値は、20歳から64歳までの男性・女性の歩数はどちらも8,000歩であり、65歳以上、男性・女性の歩数は6,000歩を目標とし、総体の平均歩数を7,100歩に目標としております。7,100歩というのは、歩幅50センチとすれば3.5キロメートルになります。運動習慣者としては、1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している人の割

合を、令和元年の現状では総体で28.7%から、令和14年の目標では40%にしようとするもので、居心地がよく歩きたくなる町なかづくりに取り組む市町村は、町なかウォーカブル区域、ウォーカブル区域とは歩きたくなる区間という意味で使われているようですけれども、区域を設定している全国の市町村数は、令和4年12月現在73市町村が登録されており、令和7年度までには100市町村にまですることを目標としております。この居心地がよく歩きたくなる町なかづくりの取組は、国土交通省管轄のようですが、都市部の交通量の多い町を車中心から、人中心の空間に転換する取組であるということでもあります。

ウォーキングについては無理のない、普通に楽しみながら歩き、日常的に習慣することが、健康日本21りくべつ（第三次）の令和18年3月までの目標となっており、日常生活における身体活動量の確保や、運動習慣の定着化になるのではないかと考えております。しかし、このままそれでは健康にいいので、みんなで歩きましょうというと、健康によいのは分かっているけれども、なかなか歩くことの第一歩を踏み出せなく、さらに長期的に継続させることは進まないというふうに推測します。公益財団法人長寿科学振興財団が運営しているウェブサイトの健康長寿ネットによりますと、歩くことは有酸素運動の代表的な運動として挙げられ、体脂肪や体質改善・生活習慣病予防に効果的な運動で、いつでもどこでも誰でもできる最も手軽な運動であることから、数多くの効果の紹介と高齢者の適したウォーキングも紹介しております。

私事ですが、現在、毎日1万歩を目指して歩いております。今ではスマートフォンのヘルスケアのアプリにより、歩行を測定し、歩くことが習慣になってきております。先日、パークゴルフを楽しんでいる集まりの中で、仲間から提案されたことでもありますけれども、町民が前に向かって一歩一歩歩くということをキーワードにして、健康づくり事業を展開し、若い人から高齢者まで時間、または距離のハンディキャップを設けて、ポイント制により地域商品券などを使用し、インセンティブを導入し、ウォーキングを楽しく習慣的にすることが必要だと思っておりますが、健康づくりを金で釣るということになるかもしれませんが、日本の企業・組織における報奨文化で、エンジンの法則という法則があります。やる気や大きな成果を出す手法の文化であります。健康づくりに関しましては、もちろん健常者だけでなく障害者の方においても運動に参加できるよう、職員の皆様方に運動を考えていただき、参加していただくことも必要であります。

ウォーキングを町民が、前に向かって一歩一歩歩くなどをキーワードとして、インセンティブを導入し、健康寿命延伸の取組として健康づくりに関しての手法として、導入しても楽しく健康づくりができるのではないかと考えますが、町長はどのようにお考えか伺いたいと思います。

また、町民の健康づくりの観点から、違うお考えがあるのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 工藤議員おっしゃるとおり、楽しみながら健康づくりというのは非常に大事なのですが、なかなかそこに踏み込むのに、いろいろなことを規制しなければいけないだとか、これは食べたら駄目だとか、いろいろなことに当たるのですが、まさしく今言ったとおりに楽しみながら健康づくり、そのキーワードというのは素晴らしいことだなという、今のお話を聞いていて思いました。

私の見解を言うにはその後にして、今、町の取組として、お金で釣るとかそういうことではなくて、国保の加入者の限定で、今、取り組んでいることがあります。ポイント制になりまして、3ポイントたまるとというそういう企画なのですが、特定健診の受診で1ポイント、そして受診者アンケートを行い、前回健診で見た健康課題を改善するために、何らかの取組を始めたかどうか。そしてその取組は、食生活の改善や運動量の確保であるかどうかなどを評価して、改善の努力を行っている場合にまた1ポイント、そして先ほども出てきましたが、肥満度、それと血糖値が前回の健診同様の基準内であったか、また数値が改善した場合に1ポイント、これで3ポイントとなると、5000円の商品券をプレゼントするという事業を、令和元年度から実施しております。こういうことが動機づけとなったというところではありますが、特定健診の受診率が行政報告でも申し上げましたが、70%以上になっているという、こういう成果も出ているのかなと思っております。令和5年度、163名の方に、この商品券を贈呈する予定となっております。

先ほど来、陸別町の課題としては、健康日本21りくべつ（第三次）では、肥満と禁煙ということで重点課題としているところであります。それと、今年度、町が指定する介護予防に資する事業への参加や、運営のお手伝いをいただいた65歳以上の方をメインターゲットにした、ボランティアポイント制度もスタートする予定でございます。健康に着目した公共ポイント制度につきましては、既に保健センター内で様々な他町村の事例もあります。すでにそれを参考にして、今、議論しているところであります。

今、工藤議員からおっしゃられた、こういうウォーキングの関係の何歩行ったらどうかとかということも、町村会に行った時にも、他の首長もアプローチをつけて、今日は何歩歩いたよだとか、一緒に東京出張へ行くと、皆さんも早起きで朝歩いて、何歩行って皆さんと競争しているだとか、いろいろな情報はいただいているのですよ。それをどういうふうこれからアプリを使ってやっていくだとか、様々な、やる方向は同じなのですが、これをどういうふうな形で今の商品券を渡ればいいのかとか、いろいろな考えがあるので、今、そこをちょっと練っているところです。

申し上げてしまえば、前向きに今の言っていることは重々分かりますので、検討しているところでありますので、今年度やれるとかという段階には行かないのかなと思っていますが、陸別町に合った健康づくりという形の中に様々な情報をもらいながら、今、進んでいるところでありますので、もう少し見守っていただければなと思っております。とにかく前向きに検討はさせていただきます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 町長から、前向きに検討していただけるというような返事をいただきましたので、ぜひ期待したいと思います。いずれにしても、私、健診が1ポイント、努力が1ポイント、改善で1ポイントというのは、今、初めて聞きまして、私もいろいろと頑張っ、これに参加してみたいと思います。

それでは、通告の2番目になります。有害鳥獣駆除対策の充実の質問に移りたいと思います。

町長も出席しておりました、5月30日のJAりくべつの通常総会において、今年の鹿の頭数は非常に多い。自分で、電気柵にて被害を食い止めるには多額の投資が必要だ、このままだと、秋のデントコーンの収穫量が心配だ。町と協議しながらも、鹿駆除を何とかしてほしいと、JAに対し要望もございました。

昨年の9月の定例会において、一般質問で、有害鳥獣駆除に関し鹿柵改修の件、奨励金、駆除頭数の引上げと、養鹿事業による新たな産業構築の件で質問をいたしました。本年3月の定例会の令和6年度予算において、陸別町有害鳥獣駆除条例の有害鳥獣駆除奨励金の増額が決定しておりますが、駆除奨励金のアップにより中山間陸別集落では、ハンターの駆除頭数増を期待していたところ、駆除頭数が猟友会足寄支部陸別部会の自主規制により、駆除頭数が多くなることは期待できなくなったと、落胆している状況にあります。

当初、中山間陸別集落では、駆除した鹿に関しましては冷蔵コンテナを用意し、ハンターが駆除した鹿はコンテナに搬入してもらい、駆除でたまった鹿は中山間陸別集落で一括処理する予定であったが、猟友会と協議の上、冷蔵コンテナ設置は諦めることになっております。猟友会陸別支部による駆除頭数制限については、数年前、一部のハンターによる駆除後の畑への放置、刈り取り間近な草地への車の乗り入れ等により苦情が出て、支部役員が苦情の処理に当たり、大変苦労したことも聞いており、駆除制限は支部役員においては、駆除しなければならない現実を知りつつ、苦渋の決断であったと推測をいたします。

町内の猟友会のハンターに、駆除をした鹿を冷蔵コンテナへ持ってきて投入することに関してお聞きしてみましたが、駆除をした鹿を車に積んで持ってくること自体が困難で、今のように畑の縁に埋設することが一番よい方法だということであり、その行為が鹿の通り道に埋設すれば、臭い等により、鹿は出てこなくなるということでもあるようでございます。有害鳥獣の令和2年度の被害は、陸別町鳥獣被害防止計画によると、2,473万2,000円となっております。しかし、畑だけの被害だけでなく、収穫し調整したサイレージの多頭数での夜間盗食、サイレージ貯蔵シート破壊によるサイレージ腐敗など、公共草地への鹿の出没頭数を見れば、さらに被害額は多いものと推測しますが、陸別町はこの陸別町鳥獣被害防止計画によると、令和6年度の被害軽減目標では3

0%の軽減で、被害額は1,731万1,000円と計画しておりますが、農業被害だけでなく林業関係者にも鹿の害を聞いており、秋に造林した青い苗の引き抜きにより冬期間の害も出ており、被害はさらに増えていると思われま

す。陸別町鳥獣被害防止計画によると、従来講じてきた有害鳥獣被害防止対策の課題については、猟友会会員の高齢化による後継者の育成と、わな師も含め狩猟免許所持者の増員が望まれるところであり、食肉等有効利用の推進が必要と記載されておりますが、この陸別町鳥獣被害防止計画の実施期間は、令和4年から令和6年までの期間ですが、令和2年度と比べ、令和5年度の被害面積と被害額はどの程度改善され、何%減になっているのか、伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） まず、奨励金の関係については猟友会の総会、前回もお答えさせていただきましたが、様々な現場でお話を聞いて、今、どうあるべきかということをご提案いただきながら、政治判断させていただいて、2,000円のアップということで、させていただいているところであります。

先ほどの中山間集落の関係の保管してとか、鹿を運んでだとかという、そういう状況も承知しているところであります。いい企画だなとは思ったのですが、やはり現場の人たちが鹿を運ぶのに苦労されたりだとか、いろいろなそんな話もありましたので、どこかに何かいい方法がないかなということをご思っております。ただ、今、何がいいかということは申し上げることはできませんが、どこかの段階で何かを打破して鹿の問題を解決しない限りは、この間の5月30日の総会に出た時の御意見がごもっともかなと思っております。

そこで、今、令和2年度から5年度までの被害の状況ということで被害額ですね、令和2年は2,473万2,000円、そして令和5年度は2,426万8,000円で、1.8%の減です。面積ですね、令和2年が59.2ヘクタール、令和5年が56.1ヘクタールで、5.2%の減となっております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 今、町長から聞いて、こうなっているかなと、もっと増えてるような気がするのですよね。被害の鹿の頭数を見ても、かなり増えてるような気がするのですが、現実に調べてみた結果、こうなっているということであれば、対策もこれからいろいろ考えなければならぬというふうにも思うところでございます。

陸別町鳥獣被害防止計画は、平成19年の法律で、令和3年改正されている鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律、これで定める被害防止計画であると思われま

する費用に対する補助、その他必要な財政上の措置を講ずという定めがあります。

この法律で、各省庁から補助金があるものと考えますけども、駆除奨励金もそうであると思われます。今回の多目的機能支払制度についても、この法律の措置かもしれません。今後、陸別町は、この鳥獣被害防止計画に沿って鋭意努力はしているものの、鹿柵の補修、改修が低予算により遅れていることなどから、有害鳥獣が増えすぎて達成できないと判断し、被害額が増えたことを報告した場合、さらなる駆除対策として駆除に必要な財政上の措置として、特別な補助金制度が受けられる可能性があるのではないかと考えるのですが、国・道の財政上の措置について、今の段階で考えられる範囲で結構ですので、何かあるのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 先ほどの回答で一つ言い忘れたのですが、令和5年度については、令和6年の6月に北海道への報告となっておりますので、今の数値は速報値ということで、御理解いただきたいと思います。

今の防止計画の関係の補助金等々というところの御質問なのですが、今年度は新たに陸別環境保全会を設立し、多面的機能交付金を活用して、大規模改修に進めていくということになっております。直近の見積りで、鹿柵の改修費用ということで、1キロ当たり大体200万円弱ぐらいの改修費用が見込まれております。そこで中山間の陸別集落の補修事業と併せて、計画的に進める予定となっております。

そこで鹿柵の関係で、陸別環境保全会のほうで、多面的機能交付金ということで2,000万円ほど、それと、陸別集落中山間のほうで500万円の合わせて2,500万円の計画となっております。

鹿の駆除に係る国の補助金については、基本的に計画達成に係る費用として交付される立てつけとなっております。先ほどお話しした計画の中で、被害を30%に減らすために駆除をしますということで、駆除に係る助成をいただいている中で、目標に達成しなかった場合には、改善計画を作成することになっており、被害が増えたからといって補助金が増えますという立つけにはなっておりません。

現時点でどのような対策がベストなのか、それに対する財政措置があるのかということはお答えできませんが、先ほどおっしゃっていただきましたとおり、農協の総会でも組合員の皆さんから御意見もいただいているところでありますので、当然、鹿の被害については、先ほど申したとおり認識をしております。引き続き情報収集して、そして猟友会の皆さんときちんとした話し合いをしながら、進んでいくことなのかなと思っています。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 今の町長の答弁でありますけれども、先ほど令和5年で2,426万8,000円、被害額があったと、令和5年ですね。ところが、令和6年で1,73

1万1,000円に達成しない場合は、改善計画を立てなければならない。だからといってそれに補助金というのは何もない、ただ、計画を出してそれで終わりということでしょうか。申し訳ないです。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 改善計画を出して頭数を増やせば、また補助金の対象になるというか、今、やらなければいけないことは、1人、1か月、10頭ということで、猟友会の皆さんとも、それを増やしたらどうだとかいろいろなお話もさせていただいて、きっと背景にあるのは、先ほどの議員がおっしゃったとおりのいろいろな背景があったのかなど、頭数を増やすのにあたって。

今、後からの質問の答えにもなってしまいますのですが、昨日、可決もさせていただいて、調査していただきましたが、ハンターに助成ですね。これは1人の頭数を10とすると、これはどうやって増やすのだという計画を立てるのですけれども、そこには人を増やす。先ほど言ったように、増やしていけば頭数増えます。今、1,200のところにあるので、1,000とかそのぐらいの範囲で、これは本当に猟友会の皆さんの人数でいくと、そこに達成するのですが、そこに行けたり行けなかったりとか、いろいろなことがあるので、今の実際の頭数でいくと1,000ぐらいの話になるのですが、人を増やせばまたそこで頭数も増えていきます。

3月から10月までの駆除期間があって、そこでの計算でいくと、増える計算になるのですよね。人が1人増えるだけでも、そこで80頭なので、仮に2人増えたりすると160頭増えていくということなので、それで改善計画というか、ハンターを増やしていきますだとかということやって、そこには国の補助金が入ってくるということになりますので、そこで達成しなかったから、ペナリティどうだとかということではなくて、きちんとした改善計画を出してくださいということなので、そこらはそういう形であります。

町としては増やしたところで、前、5,500円だったものが7,500円ということで、2,000円上げさせていただきました。そこら辺のお話も猟友会の総会に出させていただいて、2,000円の提示も受けてそういう話ですし、頭数を増やすのであれば町としてもこれだけの被害が出ているので、予算がないからだとかという話ではなくて、その折り合いがついていけば、駆除の頭数に関するものは出てくるのかなど。

ただ、そこで先ほど言った中山間では、先ほど言った企画を出して、こうですよという話し合いの中に、やはり猟友会の皆さんの御意見もあるので、そこが今、一番のポイントかなど。国のほうのそういう作業に関しては、改善計画を出していくので、ただ国の予算がギョッと絞られたときに、これがどうなるのかというのは今では答えられないのですが、今の現状では町としてのスタンスでいくと、規制していることも何もないので、頭数がもしかしたら2,000頭までとかとなるのであれば、そこはまたいろいろ話し合いをしながらいくべきかなど。

ただ、負担のかかるようなことで、こっちから押しつけてやるようなことでは危険も、やはり銃を使ったりすることですし、車等々の問題もあるので、そこら辺はきちんとお話をしながら、進まなければいけないかなというのが今の現状であります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 分かりました。猟友会のほうと、また関係機関と協議の上で進めていただきたいと思います。

令和6年度より多面的機能支払制度により、鹿柵の改修に5か年で、1年目で2,320万円、先ほど町長言っていますけれども、これが交付され、改修作業に取り組むこととなっております。中山間陸別集落では、鹿柵改修に関しては、陸別町を取り囲む約200キロメートルの修繕改修に関しましては、今後20年以上の時間はかかるが、地道に改修していくことになると判断し、新たな補助事業による早期改修を期待しているところでもあります。

鹿柵に関して、陸別町鳥獣被害防止計画の課題として、柵の中側に残った広大な山林に生息する個体が増加し、近年被害が増加している。柵の維持管理費用等多額となっている。防護柵は、被害防止に効果を上げているが、山菜搾取等での柵ゲート解放により、鹿の侵入を招いているというようなことが、現状が、そのまま課題となっている旨が記載されております。

鹿が増えている現状は、近年、冬期間雪がないなどの気象条件も関係あると言われる方もおりますが、このままでは町内の狩猟ハンター数は減る、鹿は増えるということで、農業だけでなく林業の被害もさらに増える一方と推測されることから、中山間陸別集落では、陸別町有害鳥獣駆除条例を改正し、条例の第3条の奨励金の交付の対象に記載の「町内在住者に限る」の条文を、駆除に限り「町内在住者」を取り除き、少なくとも猟友会足寄支部と近隣町村の狩猟ハンターとすることで、ハンター数が増えて、駆除頭数が増えるのではないかと、その意見も出されておりますが、陸別町猟友会のハンターの数名にその旨を話し、意見を聞いてきました。

そこでは、どこの町村もハンターは高齢化しており、陸別まで来て駆除することはないだろう。今は、自分の畑は自分で守る方法しかない。鹿柵の壊れた場所も入って来られないように、自分で修理することしかないというような話がありましたが、他町村のハンターが来て駆除をするということになれば、駆除に関するマナー等の決まりなど、陸別町猟友会とも議論し、了解も必要となります。インターネットで調べられる範囲で、他町村の有害鳥獣駆除条例を見させていただきましたが、条例を改正し、駆除ハンターの範囲を広げたところで、駆除頭数が増えるのか否かは疑問が残りますが、農業者である中山間陸別集落からの御意見でございますので、検討・協議することも必要であり、今後、陸別町有害鳥獣駆除条例第3条の奨励金の交付対象に記載の「町内在住者に限る」の条文を駆除に限り、「町内在住者」を取り除くことで、内容を検討していただ

きたいというふうに提案とさせていただきたいと思います。

この有害鳥獣駆除対策をいろいろ考えさせてもらいましたが、まずは大切なことは、猟友会の数名のハンターの意見のとおり、自分の畑は自分で守るしかないとの意見が最もふさわしく、陸別町の農地・山は陸別町で守るしかないと言い換えさせていただき、陸別町では狩猟免許取得に係る経費を助成していることから、昨日の新聞にて酪農学園の教授の意見が載っておりましたが、ハンターの高齢化で責任感や義務感だけで狩猟を行うには限界がある、若い人たちに狩猟を興味を持ってもらうことが大事との記載が、掲載されておりました。

農業後継者だけでなく、農協、役場、企業に勤めるスタッフにも狩猟免許取得を促し、猟銃を確保し、地元のハンター数を増やし、陸別町が鹿にとって最も危険な町と認識させることがまずは優先であり、陸別町の鹿柵に関しては今後常に修繕は必要ですが、多目的支払制度により、鹿柵の改修を行う一方で、鹿柵点検で故障箇所の修繕等しながら、町は国・道への補助事業を促し、補助事業を確保し早期に改修を終了させることが、今後の有害鳥獣駆除に対する対策で必要であり、農業者においても自分の畑・作物を守るための努力をしていただくことが、基本であるというふうに認識をする必要があるかと思えます。

そこで有害鳥獣駆除の今後につきまして、条例改正により他町村からの駆除ハンター増員の考えをどのように考えるか。自分の土地・作物を守るために、町内の狩猟ハンター増員を促す必要があり、鹿柵については今後、常に補修・改修をしなければならない現状から、国・道への継続のため、さらなる要請をすることによる鹿柵改修の件について、一部については昨年の9月の定例会に続き、再三の質問ではありますが、現在の町長の考えと御意見、有害鳥獣駆除対策への今後の対策等についてお伺いしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） まず、この質問の中に、中山間陸別集落の要望となっておりますが、これは正式には要望は来ておりません。個々のレベルで、様々なお話はさせていただいているので、それは重々承知、今、議員おっしゃったとおりなのですが、先ほどの猟友会の話もそうですが、猟友会としてのいろいろなお話、個々にはいろいろなお話があるとは思いますが、ただ、正式に来ないから、どうだこうだということではないのですけど、そういう今の状況であります。それで、町外の方についてという御質問の中に、有害駆除の許可については駆除条例のほかに、陸別町有害捕獲許可取扱要綱により特別な場合を除き、町内業者に限っておりますということになっております。

先ほど、議員おっしゃったとおり、ほかの町も同じ苦勞をしている中に、取り合いと言ったらあれなのですけど、になる可能性もあるのかなというところがあります。そこで慎重に考えなければいけないことかなと。扉をこちらが開いて、いいですよとやって、引き抜きになるかどうかなのですけれども、そんな問題も出てくるのかなと思って

おります。猟友会の組織的にも、大日本猟友会の下部組織として、各地域の猟友会がありますので、横の連携も大切にしていける必要があるのかなと思います。今のこの現時点で、町内に限ってというところを改定してという考えはありません。

ただ、この鹿の問題、陸別町だけで解決できることではないと思っています。これも北海道全体の中で鹿が動きますので、そこで森林管理署だとか、いろいろなところにも声かけたりとか、あと道はそのとおりですね。道・国は当たり前の話ですけれども、陸別だけで、今の奨励金上げて、取りましたという範囲ではないと、自分では思っています。これは、鹿の問題は振興局等々にもいろいろ話もさせていただいて、全体でどうするのだというものをやっていかない限りは、ある一部だけが頑張ったところで、どうにもならないのではないかっていうのが、僕の今の見解であります。

今のハンターの問題等々も皆さん抱えている、皆さんというと上から目線になるからあれなんですけれども、陸別は当然抱えていることなので、どこの地区も考えてやっていることなのかなと思いますので、そういう連携が一つの突破口になるかどうかなのですけど、全体で考えるべきかなと思っています。

先ほど言ったように、農家さんが自らやること、そして町が支援すること、国・道がやることということで、自分自身はきちっと分けた中に考えていきたいなっていうのが今の考えなので、とにかくまず言ったように現場の皆さんに対して、先ほど説明したとおりの猟友会の皆さんの立場があったりとか、農家さんの立場があったりとかというそういう御意見を聞きながら、今、どうあるべきかっていうところに一つずつ進んでいるという、そういう段階であります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） この鹿の対策については、いつまで続くか鹿対策というように感じで、問題がずっと今後、さらに議論が必要で、検討も必要だというふうに思いますので、何かありましたら私の方から、また質問したいというふうに思います。

通告の最後の3番目になる第6期陸別町総合計画の陸別町内企業の担い手や後継者確保・育成について伺いたいと思います。

この質問も昨年の9月の定例会において、新規就業者、陸別町の企業の後継者の結婚問題、後継者、移住者、外国人労働者の窓口を役場に置いてはどうかなどと、質問を行いました。昨年の9月以降も農協青年部、町内で働く陸別町の担い手である青年の方々と話をする機会があり、陸別町が抱える少子化・町内企業の後継者不足・企業の担い手などによる若者の減少について、話をすることができました。

昨年12月の定例会において、中学3年生が模擬機会において「陸別町の少子化について」関心があったことを話題に一般質問をし、昨年の1月から12月までの広報りくべつを調べた出生数は4名であったことを質問で発言させていただきましたが、出生者減少は陸別町に限っているわけではございません。厚生労働省が発表した人口動態統計

によりますと、2023年の全国の出生数は75万8,631人と、1899年に統計開始以降最も少なくなっており、令和4年と比較しますと4万1,097人と、5.1%減少している状況となっております。

この要因は、婚姻件数の低迷が大きな要因となっていると言われ、このまま婚姻低迷が続くと、出生数の回復にも期待が持てないという予想も出ております。しかし、全国的に少子化ではありますが、陸別町の将来を考えると時代の流れと、全国的だから仕方ない、様子を見ている時間はなく、少子化の流れに歯止めをかけ、人口増に向け、町内を活性化させる必要があります。青年たちと話しし、若者に活気が出る環境をつくるため、そして陸別町に若者を増やすために何をすべきなのか、若者の議会への参加を促しながらも、意見を聞いております。

少子化の最大の原因である婚姻については、結婚することに関心がないわけではなく、結婚相手を見つけようと集団見合いに参加しても、開催地が遠く、仕事に支障が出るなどで、できれば地元で年間数回行う、または出会いの場をつくるなどの対応も考えてほしいというような意見があり、さらに後継者不足と会社の担い手となる若い労働者の不足に関しましては、コロナ禍以降、情勢の悪いこともあるが、人口の減少の影響もあり、陸別町に20代、30代の若者が遊べる、また集える環境と場所がないのが、要因の一つであるなどの意見を聞くことができました。やはり陸別町においては、少子化対策に対しても若者の意見と確保が重要で、若い後継者・労働者を確保するために、若者のために何らかの政策が必要ではないかと、確信するところであります。

過去において、陸別町青年団という組織があり、再度40年くらい前に陸別町の全ての青年を対象として、陸別町青年部がつくられた過去がありました。業種によって集まれる時間帯が違うなどの理由だったと思いますが、自然消滅した経過があります。今、考えると陸別町青年部を責任を持って引っ張る事務局は、果たしてあったのか、どこにあったのか、またはなかったのかなどは忘れましたが、今だからこそ町内の青年部組織を統括し、若者の意見を集約し、若者を増やし、元気にするには何が必要なのかなどを議論できるような組織と、役場内に行動力のある事務局を置くことが必要ではないかと、改めて考えさせられております。

そこで今年3月の定例会でも、商工業の活性化の件で質問もいたしました。町内企業の活性化のためにも、町内企業の後継者と担い手確保のため、まだまだ若者を集め、活性を促す対策が必要ではないかと思っております。そこで陸別町の全ての商工・林業・農業の後継者については、新規就業者同様にリスクを抱きながらも帰ってきて、後継者となることを決断したことに対しましても、奨励金制度があってもよいのではないかと考えますし、必要ではないかと思っておりますので、町長のお考えも伺いたいと思っております。

また、町内の独身者の結婚対策も含め、陸別町青年部のような若者の町内異業種間交流組織は必要ではないのかなど、町内の若者の集う場所をどのように考え、人口減少に歯止めをかけながら、若者の意見を収集し、活性化する手段を町政においてどのように

考えておられるか、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 奨励金の関係ですが、後継者、それは議員おっしゃるとおりいろいろ、リスクという言い方がどうかあれですが、そういう思いで帰ってきているということ。こういう田舎というか、2,200人ほどのところで商売をすとか、そういうことというのはすごくエネルギーのいることですし、気持ちも十分分かります。

ただ、今のところは後継者への奨学金については、考えてはおりません。ただ、今後、商工会等々と情報交換をしながら、やっていきたいなと思っております。新規就農や新事業への投資などについては、町としても必要な支援を行っているので、諸処の事情で必要なタイミングに、必要なものは支援を行っていきなと思ってしております。結婚対策とか、今の時代背景も変わってきて、僕自身も鉄道まつりだとか、ああいうものを手がけた時に、婚活列車だとか、様々な形でやってきました。

今、議員をおっしゃったとおり、昔の陸別青年部があったりとか、いろいろな流れがあって、今に至っていたのかなど。これをただ時代の流れという、それまでになってしまうのですけれども、それはそれとして今の中を理解しながら、今どうあるべきかという、多分そういうお話だと思うのですよね。これからは、婚活やりますから集まってくださいとか、そういうことではなくて、何か自然発生的なことではないのですけれども、イベントだとか、いろいろな場面に皆さんが参加していただいて、その中から何かの交流が得れるような、その独身の人だけで集めようだとかということではなくて、何か全体の中で、そういう雰囲気の中に出てきてもらえるような、雰囲気をつくっていかなければいけないのかなと思っております。

それと、今の中では婚活アプリだとか、お家にいてもそういうのに登録してとかというものの、マッチングアプリだとかというものもあります。この中にはいろいろ精査しないといけない部分も出てきますので、こちらから情報を出せるものは、そういうものも活用しながらやっていくのも必要なのかなど。もちろんそういうアナログ的なことの、今の議員おっしゃる町内異業種交流組織等々は、貴重な御意見として伺っておきたいなど。もちろんそういうアナログ的なことと、今のデジタルなことを両方やらないと、なかなかそういうものに参加というものは、難しい時代になってきたのかなというような認識でいます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） これで時間ですので、私の一般質問終わりますけれども、ぜひ、青年の集う場所などを考えていただきたいというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（久保広幸君） 昼食のため、午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 6月の定例会における私の一般質問については、件名的には1件でありますけれども、これを取上げたのにはいろいろな問題が出てきているという国の政策と、それから国民の中の財産管理についてということ考えたときに、このテーマを取上げた次第でございます。数字上入りますけれども、全て私が押さえているわけではありませんので、推計でもいいですから分かる範囲で、通告したものを調べた数字でよろしいと思っていますので、その後どうのとは言いません。ただ、今後どういう体制でいるかということだけ重要視して、最後の締めくくりにしてみたいと思いますので、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

今回は、陸別町内の私有不動産、括弧書きで、建物、宅地、山林、農地などの未登記の実態についてということで質問していきたいと思います。

このことの中で、平成28年からこの問題が国の方で問題視されまして、検討会が設けられてきております。その間、8年にわたって實際上令和6年、今年の4月から登記をなささいという、具体的な義務化がされたということでございます。そういった中で、こういうふうに取り上げてきているのは国内の中において、町内のことは町内なのですけれども、不動産登記簿などの所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、または判明しても連絡がつかない土地、先ほど言った4件にわたってなのですけれども、相続件数の増加や、地方から都市への人口移動に伴い不在者の増加などにより、地方中心に今後も増加することが予想されます。未登記が。

将来、このような土地が増大すれば公共事業のみならず、民間も含めた様々な事業の推進において、土地の円滑な利活用に支障を来たすだけでなく、所有者の探索、探し求めるということなのですけれども、探索や所有権の取得などに要する負担も増大するおそれがあります。また、登記名義人が死亡しており、その相続人が多数にのぼるような土地は、たとえ所有者が判明したとしても、利活用という観点から様々な支障が生じます。基礎自治体や森林組合など、日頃、所有者の所在の把握が難しい土地の問題に直面することが多い現場にとって、所有者の探索の人為的・経済的・時間的負担はとても大きいものです。

また、所有者の所在の把握が難しい土地の課題は多様であることから、所有者探し求めることや、制度活用にあたってノウハウが必要とされることで、所有者の所在の把握が難しい土地の利活用を困難にする要因になっている点から、相続登記の未登記の場合で今後相続登記が義務化された背景には、現在の日本に多くある所有者不明の土地を減らすことが目的にあります。所有者が不明な土地は、登記簿などを調べても所有者が直ちに分からない、所有者と連絡が取れない土地を指します。道路を開通させたり、公共

施設を建てたりする際には、事前に不動産の所有者への許可を得ます。しかし、所有者が不明な土地は許可を得られなくなるために、結果としては工事の妨げとなります。

また、長期間放置されることによって、雑草や木々が生い茂ったり、ごみの不法投棄が行われるといったトラブルが発生します。所有者以外の第三者が不法占拠する、今、問題になっております外国人の方が日本の土地を得る、山林なんかはどんどんされているという実態もあります。景観を損ねるといった点も、所有者が不明な土地の課題といえます。

現在の日本では、国土交通省の調査によると、全体の20%程度が所有者不明の土地と言われています。このような所有者不明の土地は、様々なトラブルを招くために、所有者を明確にすることの目的として、今回、令和6年4月1日から登記をすることが義務づけられたという、そういうことでございます。

そういった点で、1番目の相続登記されていない不動産の種別、先ほど言った点と件数と面積はどのようになっているか、調べた段階でよろしいですのでお答え願います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） まず初めに、不動産種別ごとの件数、面積の集計はしておりません。そこで死亡者ということで226人、これは相続登記がされていない人数であります。今、議員おっしゃっていた所在不明者ということで、これは89人で、最大で合わせると、登記されていない数は315人です。ただ、所在不明者の中には、まだ生存されている方もいるか分からないので、今、最大で315人、226人足す89人ということで。生存されているか分からないので、その中に何人が登録されているかということ自体も、分からない状況であります。なので89人を全部入れたとして315人、最大で、相続登記がされていない人数ということであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） ちょっと確認しますが、死亡されているのが226人なのですけれども、その人の不動産というのですか、それは登記されていないという理解していいのですか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 相続登記はされていないのです。この中に納税管理人はされているので、相続登記はされていないのです。税の関係になってくるのですけれども、納税管理人はいる方がいます。ただ、今、登記されていないという人数でいくと、今の226という意味であります。そして不明者は89ということであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今、町長の答弁の中でちょっと言ったのですけれども、結局登記されていない、そしてその土地については家屋にしても、いわゆる動産の部類でいう

土地、そういったものには固定資産税というのが賦課されるはずなのですね。ただ、それが不明ということになれば、未納になってくるのかなと思うけれども、所在が分かっている人もいます。ただ、登記がされていないだけという話もあったので、実態的には89人が登記もされていない、不明ということで、カウント的に固定資産税の賦課する段階での通知が、きちっと明確でないという面については、町の財政にも影響を及ぼすと思うのですけれども、そういった確認でよろしいですか。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時10分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本田町長。

○町長（本田 学君） 89人の中には、免税点未満の方もいるので、税金のかかっていない方もいます。ただ、そこが今ちょっと数字はあれなのですけれども、89人全部が税金かかっていないとかということではないということです。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今、言った直接的な自治体に対する影響というのは、町民の公平に負担してもらう税からいっても未確認というのは、非常に今後難儀なことだと思いますけれども、今回は先ほど読み上げたように相続されていない土地が、どんどん簡単に言えばお年寄りとか、先祖の、先祖とか父や母、祖父、そういう人たちが代送りにしてきちっとバトンがされてない。バトンというのは不動産、されないと、それを今度登記するとなったら大変な労力だと。先ほども言ったようになってくるので、現段階で早急にということはもちろんできないと思うのですけれども、今回、そういう意味を込めて義務化されたというふうに背景にあると。

それは将来的に、もし道路をつける場合とか、あるいは何か公共施設を造ろうとしても、その土地そのものが遊休でとか、空いている土地とか、農地の場合も地主がはっきりしていないと。いろいろな面があるという、そういう支障が来すということで、全体的に国の問題として先ほど言ったように、いろいろ日本の領土を簡単に言えば外国人労働者が入ってき、てそういうものを取得しようとする動きもあるという点を、一つの方法として義務化されたのだと私は思っていますので、できるだけ不明な土地がないように台帳的に整理して、先ほど言った226人の中に死亡されて連絡のつかない人なんかいたら、当然きちっと捉えていく。

今回の義務化される段階においてのマニュアルも、自治体としてのあります。それを後半で言いたいと思いますけれども、今言った実態の中で分かりましたので、分かりましたというか、半分分かったというか不明なのですけれども、2番目の譲渡・売買によって未登記地はあるのか。

これは先ほど言いましたように農地の場合は、今現在、後継者がいて土地を持っている

る、持っているというか、使用しているということだと思えるのですが、登記はじいさんの登記だとかというそういうようなのがあって、実際上もう農地を手放したい、あるいは農業委員会であつて決めていても、登記がされないのですよね、当然。じいさんの名前から、今度その子供とかというそういう準備をしないと、だからそういうような土地があるのかどうかということをお二番に質問したのですが、その辺どうですか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 町としては、法務局からの登記済証により、所有権移転等の把握をしているため、登記されていないものについては、把握ができないのが現状でございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） そういうことが、今後、続いていくとなれば、対策として国のほうでも地主がはっきりしない、名義がはっきりしないものについては、後でも言いますけれども、国に帰属する。これは国に返すという意味なのですけれども、そういう実態もあるので、その辺の方法があるので、当然そういうふうにしていかないと、日本のこの狭い、ほかの国から見たら広いのか狭いのか分かりませんが、有効に活用するためにはそういう素材をはっきりすることによって、前段に言ったような公共事業、道路一本つけるにしても買い上げというふうになれば、そういうものがされていないと、すごく事務的にスムーズにいかない。

道路がつけられないとか、あるいは農地の場合も後継者なり何なりに譲っていく場合も、スムーズにいかないという点を十分考えたときにそういうものをできるだけ、今、町長が答弁されたように法務局で、最終的には法務局を通しながら帰属にしても探索にしても、探索というのは調べる場合でも、法務局をしなければなりませんけれども、多大な人力と時間とかかるということ。これも遅くなればなるほど、より複雑になってくると思いますので、その辺今後の対策の中でも言いますけれども、今の陸別の職員体制とかそういうものも、吟味しなければならない面もあるのかなと思うけれども、当面は、今、4月1日から義務化されたけれども、3年間余裕あります。そういう中で取り組むような形はしていただきたいと思いますけれども、今、3年間と言いましたけれども、この3年の間にされない場合には10万円の過料というか、罰金ではないけれども、そういうものを賦課されると。そういうことを所有者に、きちっと周知しなければならない面もあると思いますので、そういうことを考えた上で、こういう問題に取り組んでほしいと思います。

それから、土地は土地であるけれども、その辺に土地を借りて建てた家が、空き家となっている点について何件ぐらいあるか、その辺を町長に伺いたいと思います

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 今の③の空き地、宅地について所有者不明、または連絡がつかないケースは、どのような場合があるかということによろしいですね。

先ほど言った納税管理人を設定ということなのですが、納税管理人を取り消すというか、取消しをするケース、次が見つからないというケースですね。それと、法定相続人が相続放棄を行った時に、課税すべき相続人が不存在となるケースなどがあるのかなと思っております。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） ということは、今の答弁の中では實際上、数字上ではつかまえていないから、できないということで理解していいですか、何件ぐらいあるのかということですか。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時19分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 実態的につかみたかったのですけれども、そういうふうに複雑な中で町の方でも、今回、一般質問を1週間前に通告してこういうふうになっていく中で、なかなか調べきれないものもあると思うので、その辺については先ほど言ったように、いろいろな面での支障が出てくると。いわゆる税金を徴収されないと、免税点、土地の場合20万円だったかな、家は40万円か60万円でしょう。償却資産は150万円とかと、そういった免税点があるのですけれども、その辺をきちっとつかまえていかないと、町の財政上も土地はあるけれども、そういうものがいわゆる収入として入ってこれないという実態を考えたときには、人力をかけるよりもそうやって税金を賦課するけれども、實際上納付書を送ったけれども、全然音沙汰なかったり、また相手が分からないから、私、こんな土地知らないと言って納税されない場合もあると思うのね。

だけれども、そういった意味の支障もあるのできちっと調べて、もちろん今言ったような難儀な面であると思いますけれども、将来的な地方自治である陸別町というものを考えたときのまちづくりの関係では、十分な準備になれると思うので、できるだけという言い方もおかしいけれども、つかまえることが将来の陸別の町に、影響を及ぼすものを整備していくという形が必要かと思うのですけれども、その辺について、町長、もし考えがあればお願いします。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員おっしゃるとおりでありまして、追跡とか収入の面でも、固定資産税の面の話だと思うのですよね。そこで途切れたらどうなるのだという話なのですけれども、そこら辺も日々情報収集しながらやっております。限界値があります。当然、その中では個人情報もありますし、ただそれは当然のことで、先ほどから公共事

業等々の支障が出るのではないかと、それはもうそのとおりですね。そういうことの中に、今、法律が変わって相続の登記というものになってきたのも、事実なのかなと思っています。

町としてはということは、この法律ができるできないの問題の前に、きちっと追跡等々は今までもやってきておりますので、その中でどうしても不明だとかにぶつかって、ではそこからどう行くのだというのは結構あるのですよね。それは僕が町長になる前から、このことについてはいろいろ調べた時に、どうしても限界値が来ることは当然あります。今までもおろそかにしてたとかそういうことではなくて、今までもやってきますし、これからもやっていくのは、それはもう当然のことだと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今の話において、ある程度まで手をつけようとしたという面か、必要にかられて道路をつける場合には、どうしても移転登記しなければならないので、そういうのがあると思うのですけれども、実例的に簡単に言えば、あなたの土地ここにありますよ。土地の場合はいろいろ種類によって違うのだよね、免税点というのね、評価額が。そういった面はあるけれども、こういう土地について納税してくださいとか、納税通知も、もちろん町民課のほうでしてると思うけれども、実態的にはどういう例があるのか、今の話の中で。出したはいいけれども、戻ってこないのか、それとも音沙汰ないのかとか、そういうような実例はどのようなのですか、実態的に。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） そこに送りますよね、送って戻ってきますよね、それでまた調べてとかということはあると思いますよね。ただ、戻ってこないっていうのは、そこにたどり着いてるので、そこから納税がされるかされないかの話にはなってくると思うのですけれども、そういうことは起きますよね。そこで戻ってきたやつをこれまた調べるとか、これどうしていったらいいのだという話で、ここで止まってしまう場面もありますし、そこからまた探し始める場面もあるのかなっていうことになります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） そういった面で、自治体の事務的な面ですごく負担になる。人為的な調査とか、そういう手続とかあるけれども、最終的にどうしてもその土地を有効活用するために自治体でやろうとしたら、全て自治体の負担になるというふうに聞いています。ですから、所有者がはっきりして、その土地を名義変更なり、登記なりしてもらったことがスムーズになるので、何年先の陸別町の構想がこうだという、なかなか難しい面あるけれども、例えば町の中の先ほど言った空き家の土地を有効活用するとなれば、自治体が登記しなければならないようになっていっているらしいです。

ということは、自治体が負担して名義がはっきりして、それから売買契約云々とか

で、それをしなければならないので、所有者をはっきりすることによってスムーズにまちづくりになると思いますので、今後、陸別町を発展させ持続させるのには、これはどうしても先見的に、この土地が必要だって分かればいいけれども、町全体の町並みをどうのこうのといった場合には、どうしてもそこを避けて通れないので、ある程度こういう問題について、重要な町の真ん中の不明地があるという場合には、手をつけていったほうがいいのではないかと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 今、御心配なところは、これからのいろいろな政策の中に、きちっと登記されていたほうが、いいですよという話だと思うのですよね。当然、これからも建物を建てるだとかそういう場面に、今までもそうですけれども、その部分に関してはきちっと登記というか、物を追跡してちゃんとなっているのはなっているので、全部がなくなれば、これからのということではないのですけれども、今までもそうですし、これからもそういう追跡というか、そういうものに関しての仕事の面は、それは膨大になるかもしれないですけれども、一気に解決できることではなくて、これも100%にはならないのが、今の現状を御理解いただきたいと思います。

そこでおろそかにしているわけではなくて、それは当然、議員のおっしゃるとおりのことはやっていかなければいけないことなので、先ほど言ったように送った後に戻ってきたら、それはもう存在しないのだねということになってしまうのですけれども、ここでのまた納税管理人の次はこうですよということだとか、死亡したからその相続をという話になると、なかなかそこには踏み込めない部分もあるので、その中でどうやって対処していったらいいかという、限界値の中で仕事をしているような段階だと思います。

それでこういう法律上、相続登記をなさいということに入ってきたとは思いますが、今、ここでこれがなって、それをやるのは地主というか、土地の持ち主がこうやって始まっていくことなので、そういうことをまた見守っていかなければいけない部分も出てくるのかなというのが、今の現状です。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今、町長の答弁の中で、自治体としての仕事上で支障があるので、そういうものについては随時、そういう方法を取りながらですけれども、いろいろ何人も相続人がいたら大変です。そういった面も含めると、今、現存している所有者の納税はしてくれているという、名義が代わっていないけれども、その人のものだというから。相続されたのか、相続されていても最終的に末裔というか、子孫の人たちが納税してやっていると思うけれども、いざとなったらそういう手続をしていかなければならないものについては随時あるけれども、でも先ほど言ったように、この制度ができたのはもう18年ぐらい前になりますね、平成28年だから。そこから始まってきて、今はこうやって實際上、公布されている動きは4月1日からなのですから、所有者その

もの自身が今後3年間のうちにしないと、10万円の過料というふうになって、罰金ではないけれども、所有者の人たちにきちっと相続をして、それを登記しなさいという形は宣伝というか、周知していかなければならないと思うのです。それは町民のためにもなるというか、住民のためになる。だからそういう仕事は、当然しなければならないと思うのですけれども、そういう体制についてはどういうふうにお考えですか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 令和5年10月及び令和6年1月の広報において、相続登記申請の義務化について、法務局が実施する相続登記相談会に関する周知を行っております。そのほか、町のホームページにおいても、義務化に関する周知を行っております。また、死亡届の手續のために来町された方については、亡くなられた方の固定資産所有の状況を確認し、登記物件がある場合には相続登記義務化の説明、そしてパンフレット等配付を行っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） もちろんというか、そういう体制を制度によって、こういうふうに体制をとっているということは、僕は必要だし、そうやるのがすばらしいというふうに評価したいですけれども、自治体との関係では、先ほど亡くなった人についての死亡届云々から財産と突合して、親の土地はこうですとか、親ではない面もあると思うのですけれども、子供が死ぬ場合もあるし。

だからそういった面では、自治体ではお悔やみリストをつくって、そしてこの人はこういうものがありますよというものと突合して、そして死亡届来た時にこの財産を、先ほど広報でも言ったというのですけれども、きちっと本人に周知させることによって、こういう未登記というのか、そういうものがなくなるような気がしますので、そういうことをきちっと周知させる形を取らなければならないと思うのですけれども、それで固定資産税の納付通知書と合わせて、今、言ったようにきちっと送付して、さっきも言ったように通知はしたけれども、送付したけれども、何の音沙汰もないとかという、そういう後追い調査も大変難儀なことですが、やっていかないと。一つずつ解決していかないと、いつまでも置くといつまでも解決しないと、そういった意味で今回、国の方でもそういう制度を設けながら、やってきていると思うのですけれども、そういう体制はどうですか、そういう体制を取ってもらえるかどうかということ。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 死亡届が出た時の件でいくと、すぐデータ化というか、名前を入れれば、その人がどういう固定資産の所有者なのかというのもすぐ分かりますので、その場で先ほども言ったとおり、届を出していただいた方にその情報を伝えて、相続登記の義務化の説明をしてパンフレットを渡すというのが、まず今、一番最初にできることというか、亡くなった方の相続登記がというところが、さっき226人の中で流れて

きているのですけれども、そこは防げるのかなと思うのですけれども、多分、そこで相続の話になるので、来た方が相続するかとかそういう件に関しては、我々がそこで言うこともできないですし、その奥には背景がありますので、そういう案内というか、周知をしていくということしかできないと思います。

ただ、これだけでも知らなかったよということにもならないと思いますし、一人一人のそういうところで相続登記をしてくださいという、今のこの現時点の作業は必要かなと。過去のことになっていくと、本当にもっとどんだん過去に行くと、ずっとその状況が続いていたりだとか、その中に入ってかななければいけない部分が、今の亡くなったところですからそういうことですよ、結局、その人が相続するわけでもないと思います。

なので今のその不明とか、死亡とかというやつは家庭の中とか、どうかあれなのですけれども、そこの中の話になっていくので、家庭ではなくて相続はいろいろやり方あると思うのですけれども、ただ、今、現時点でというのは、こういうことがありますよということで、既に昨年10月と今年1月には、広報でこの申請のことについては周知させていただいていますし、死亡届が出た段階ではやらせていただいているというのが、今の現状であります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） まるっきり手つけてないわけでないというふうに、私、理解したわけなのですけれども、この制度の中ではどうしても相続するのに何人も相続人がいて、どうのこのでまとまらないというのについては、相続人の申告登記を先にしておくということが、先ほど言った過料の面を免れるということでもありますので、その辺を今、持っている所有権とか、所有者とか、代表でも、そういうものに説明をして、そして3年後に過料されないように、事情によって免除はされますけれども、いきなり法務局が、登記されていないから、あんたたち10万円を納めなさいとはならないと思うけれども、できるだけそういう道があるということの説明しなければならないと思うのですけれども、そういう点についてのご理解と進め方はどうですか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） お答えになるかどうかはあれなのですけれども、今のこの制度は6年の4月から始まった相続登記の申請の義務化ということでありまして、この段階でそこから3年以内ということではなくて、正当な理由がないのにとかということまで前置きはされていますが、土地・建物の相続を知ってから3年ということなので、いきなり10万円を払いなさいだとか、そういう厳しいものではないのかなという認識を持っております。ただ、そこで町行政としては、丁寧な説明を皆さんに周知していくというのが、今の状況なのかなと思っています。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） ということであれば、当然、こういう制度ができたということで、そして簡単に言えば、不動産所有の持っているじいさんにしても父親にしても、本当にその土地で自分たちの相続権があるのかと、分からない人もいると思うのよね。

だから、そういった面をきちっとして、最終的に登録しないということになりますよということをしていけば、一つずつ解決つく方法を考えていってほしいということで、今、言ったように続人の申告を出しておけば、3年のくくりを免れていくということでもありますので、その辺を簡単に言えば所有している人たちに、十分納得いくような形で方法をとってほしいと思います。

前段で言いましたように、最終的にどうしても誰に引き取ってもらえるのかも、今、言った申請すらもできないという状態については、法務局の最終的な方法としては国に帰属させるという、そういう方法をとることによって、簡単に言えば国のもちろん日本の国土は、最終的には国のものなのですけれども、それを今、憲法でも保障されている所有権、個々の所有権は保障するとなっているから、最終的に所有権放棄みたいな形で帰属させるという、そういう方法をとることによって、前段の言ったいろいろな問題が解決する面もありますので、最終的には法務局の動きによると思うけれども、やっぱり自治体としてもそういう台帳的なものをつくっておいて、そして整理していったらいいのではないかなと思うのですけれども、そういう体制的にとってもらえるかどうかということなのですから、質問的に。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 基本は、手続き自体は相続人がやることなので、町としては周知、こういう制度がありますよということにとどめるというか、そういうとこだと思います。こういうふうになっていますから、帰属したほうがいいですよとかということにはならないのかなと。

こういう制度ありますよということで、結局、相続しても管理が困るだとか、手放したいなどの相談があれば、こういうことがありますよだとかということで、こうしたほうがいいですよにはならないと思っている。最終的には、相続人が自分で手続きをして帰属ということで、そのやり方をすると手数料とかもろもろ、負担金もかかってくることなので、それはもう自己負担ということになっていくのかなと思っています。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今、町長が言ったので、いわゆる手続上の料金がかかるけれども、相続登記の負担の軽減で登録免許税の免税措置で、100万円以下の土地については免税するとなっていますので、そういう方法等について所有者にというか、相続を考えている人たちとか、そういうものにもきちっと説明して行って、先ほど町長が言ったように確かに固有財産ですから、私有財産ですから本人が申立てない限りは、自治体と

しても取り組めないというのは分かりますけれども、さっき言ったような問題がいろいろ出てきます。

ということは、例えば山林の場合では、森林組合できちっと植林をして未立木地というか、裸地を植えたくてもそういうことがきちっとされていないと、できないという面があると、山づくりにも支障を来します。先ほどの件数の中に、山林の場合、何件ぐらいあるのかと質問したけれども、分からないのですけれども、そういった面でこれはもう国の脱炭素化云々含めて、裸地では災害も起きますので、そういうことを進める上ではきちっとした形で、最終的に国のものにするならするということを明確にしていけないというか、話の中で僕が言ったように、外国人の人たちが金に任せて日本の土地を買おうとしているという動きがあります。

そういった面でいくと、不明な土地ほど狙われやすいので、そういうものをきちっと防ぐ上でも必要な措置だと思うので、当町においては多分前にも1回聞いたことがあるのですけれども、山林の場合で外国人というか、所有権が移っているという事例はないというふうに聞いていますので、ほかのところではどんどん外国人に、それをバイヤーというのですか、売り買いする日本人が仲買人でやっているというそういう実態もあるので、きちっと明確にしておかないと、そういうものの人たちに持っていかれるというか、なると思いますので十分措置をとっていく。

前段でもというか、町長も答弁になったように私有財産ですので、本人がというのは、その辺の壁はあるけれども、今、言ったように大局的に見た日本のとか、自治体の土地というか、それを有効に今後利用する上では必要な措置ですので、全部が一遍にできるわけでもないし、したからといって必ずしも登記される場合でもないけれども、今、言ったような方法があるということをお所有者というのですか、地主とかそういう人たち。空き地の場合特に、空き地というか、空き家の空き地、そういうものを分かる範囲でリスト的につくっておいて、何かのときに親族の方が現れたときに、取上げられるような体制だけはとってほしいと思うのですけれども、その辺やっていってもらえますか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員のおっしゃることもよく分かります。当然、そういうことも視野に入りながら、やらなければいけないことなのかなと思うのですが、分けていろいろ考えなければいけない話で、全てが行政だとかそういうことではなくて、では行政が指導しないから、その土地がどうなっているのだとかという話になっていくと、本当にぐじゃぐじゃになってしまうと思います。

先ほど言ったように相続に関しては、私たちがこういうふうに国に返してくださいとかという指導もできません。ただ、先ほど言ったように管理に困っているだとか、いろいろな相談を受けたときには、こういうものもありますよっていう、先ほど言った帰属の話ですね、そういう提案はできます。でもそれをやりなさいという話にもなりません

し、先ほど言った追跡だとかそういうことに関しては、これからも戸籍調査等を行い、相続人等の把握に努めていくという答弁しかできないのですけれども、その部分で、では何をやっているのかという話になるのですけれども、日々そういうことが起きますので、今、言ったように戸籍調査等をしながらか、また追跡とか、していかなければいけない作業は、今までも当然やってきた話ですし、これからも変わらずやっていくことだと思います。

御理解いただきたいのは、この後に今の外国人だとかいろいろなことが起きますよということも、ほかの町の事例だとかいろいろ御承知の上で、お話ししているのかなと思うのですけれども、そこでそういうことが起きるから、今からそれを国に返しなさいと。先ほど言ったようなことの指導みたいなことは、できないのかなと思っていますので、その辺御理解いただいた上で、今の相続というものを御理解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 僕自身もこういうもののテーマを取上げるのは、難解な質問だったと思うのですけれども、今後、SDGsというのは、持続ある町をするためにはそういうものをきちっと、今の時代であればデジタル的に記録的につくっておくと、整理しておくということもしておかないと、いろいろな面で後追いになると思って今回取上げたので、その辺をこういう小さい自治体で、財産の個人まで調べるといのは、大変だというのは重々分かりますけれども、整理だけはしておく必要があると思うのです。

そうすることによって、いざとなったら法務局から来た時に、すぐ突合をしながらそういう対策を取れると思いますので、そういうことの体制と同時に記録というのですか、そういうことをやっていってもらえますか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） はいという返事しかないのですけれども、当然、同じ気持ちでいきますが、ルールというものを破ったりだとか、そういうところに行けないのも御理解いただきたいというお話をしているところで、やる気があるとかないとかという問題ではなくて、そのところを御理解いただきたいということなので、その中で精一杯今もやっておりますし、御理解いただきたいということしかありません。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 先ほども言ったように、難解な質問ということで、お答えはさっき言った件数ぐらい分かるかなと思ったのですけれども、それも明確に分からないという実態の中で私は質問して、自治体がやれとか、やれという方が無理なのですけれども、今、言ったような将来的な自治体の継続を考えた時に、そういうデータのな

ものだけでもきちっと。してないとは言わないけれども、しておくことが大事だと思いますので、今後、担当の部署の中でそういうこと。もちろん法務局との突合もあると思いますけれども、法務局の動き方によっては、今後、相当財政措置もするというふうに、制度審議会の中でも言ってますので、その時にはそういう専門的な担当も置かなければならないのかなと思います、その時には迅速に取上げていけるような形の考え方でやっていってほしいと思います。

そういった意味で答弁というか、答弁は難しい面も、今まで聞いたのであれなのですから、最後に何か町長言うことがありましたら、お願いします。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 今の御意見等々かなり頭に入れながら、陸別だけの問題ではなくて、ほかの町も同じことを抱えていると思うのですよね。その中でいろいろ、今回の一般質問を機に、ほかの首長たちともお話もする機会も出てくるのかなと、そんな情報交換しながら、そしていろいろ法律改正のものに関しては、注視しながら進んでいきたいと思えます。

○議長（久保広幸君） 午後2時5分まで休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時03分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

1番濱田議員。

○1番（濱田正志君） 私は、昨年12月にも質問させていただきました、しばれフェスティバルのことについてお伺いしたいと思います。

お題目としまして、しばれフェスティバルの体制についてということでお伺いしたいと思います。一つ目の質問としまして、現在の実行委員会体制はどのようになっているのかということをお聞きしたいです。

昨年、実行委員会が役場のタウンホールで行われまして、実行委員長は本田町長ということで決まったのですが、その後、実行委員会等々何も開かれていないままの状態になっておりまして、体制を立て直すのが難しいということで、中止をしたというよう報告を受けておりました。しばれフェスティバルの。その後、現在の実行委員会体制をどのように取り繕ってきたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員おっしゃるとおり、昨年10月の総会で、私が実行委員長になりました。それ以外は、今、何も決まっておりません。

以上です。

○議長（久保広幸君） 1番濱田議員。

○1番（濱田正志君） 何も決まっていないということでしたか。それでは昨年、実行委員会体制を立て直すのが難しいということを理由にして、延期という決断をされてい

たと思われるのですが、それから11月、12月、1、2、3、4、5と半年以上たっているわけですが、その中で何も動いて来なかったということでもよろしいですか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） この間、モニタリングということでJALとかANAなどと、冬のバルーン体験等々をやっていただきました。ここまで来るのに、次の質問にも入ってしまうので止めておきますが、事務方と産業振興課と打ち合わせを、この間に数回ほどやってきております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 1番濱田議員。

○1番（濱田正志君） PRのために体験ですとかそういうことを、やられたのはすばらしいとは思いますが、実行委員会の立て直しというところで、何もやって来なかったのかということ先ほど質問させていただきましたので、PRに関しては実行委員会とは関係ないところのかなとは思いますが、その辺どう思いますか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 実行委員会を立て直すという、どう捉えているかあれなのですが、もう一度1回リセットして、募集をかけて始めるということで、皆さんに議会でも答弁させていただいているので、その日程をあとの質問にもなってしまうのですが、そういう考えでいますので、その間に実行委員会を開いてとかということではなくて、実行委員を募集してこれからどうやっていくのかということ、打ち合わせで考えさせていただいているところであります。

○議長（久保広幸君） 1番濱田議員。

○1番（濱田正志君） 分かりました。それでは、実行委員会を募集するというのも言われておりましたので、実際どのような体制で実行委員会を募集するのかということをお聞きしたいと思います。

それと、実行委員会を先ほどリセットするという言葉をおっしゃられておりましたけれども、それは実行委員会を一度、全て解散するという発言と捉えてもよろしいでしょうか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 総会で、僕が実行委員長になって、これからの体制づくりを預けていただくような形にはなったと思うのですよ。そこでこの基本は、濱田議員も正式な青年部員だと思うので、青年部から今回のこの案件が、9月22日に突然出てきた文書ではなくて、その前にもろもろ相談もあった中に、青年部として今回の中止もひっくるめて考えてほしい、町として考えてほしいということで、町主催ということで僕のところに文書が来ました。

この流れを今御説明もう一度しますが、そこまで来ました。そして町としてどうしたらいいのかということで考えながら、これは続けなければいけないということで、どう

いう組織をつくっていかねばいけないというところから始まりました。そこで前実行委員長とも相談しながら、商工会長等々相談しながらどういう形であるべきかと。青年部が今こういう状況であるということで、組織をどうしていくかという話も、いろいろアドバイスもいただいているところであります。

そこで実行委員会を開いて、前実行委員長から本田町長にということですが皆さんから、濱田議員も実行委員なので、その場にいたと思うのですが、そこで承認されて、これからこういうふうに進んでいくというのが今の流れであります。そこで負担をかけないために、青年部員が青年部だから、実行委員だとかもうできないだとか、今、青年部に特化してお話だけさせていただきますが、そういう負担がかかっていたということは、実行委員としてはもうできないという人たちも、出てきたのかなという認識をしております。

そこでやめたからどうだとか、実行委員から抜けたからどうだとかではなくて、今、やろうとしていることは町内向けに実行委員を募集せずして、今の集まった人たちの中で何ができるのかということをしていかないと、青年部だからといって実行委員に入っていますだとか、そういうことをすると、また同じように戻っていったら困るなという考えを事務方といろいろ練りながら、今、進んでいこうかなと思っております。

今回2回目の一般質問、濱田議員からもいただいているところでありますが、基本もそういう流れがあって今、考えているところです。2回もいただいているということは、物すごい陸別町にとってしばれフェスティバルというのは、非常に大事なものだということを、自覚がなかったわけではないですけれども、もっともっと再認識したところでありますし、この間一度立ち止まって考えたことによって、町外の方たちからも物すごい注目が、振興局等々の人たちがいつも来てくれたりだとか、開発の人が来てくれたりだとかしてるということを聞いて、やはりもう一度再認識したところで、このイベントを成功させたいという意味で、今、一つずつ進んでおります。

○議長（久保広幸君） 1番濱田議員。

○1番（濱田正志君） 大体の流れは、前回とほぼほぼ変わってないということで分かりました。それで実行委員会を募集するということをおっしゃっていたので、どのような方法で募集するかについてお伺いしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 先ほど、ちょっとかぶるかもしれませんが、来週以降に、これまで実行委員会として関わっていただいた方に、これまでの協力していただいた感謝と今後の実行委員会の募集についてのお知らせを、今までやっていただいた全実行委員の皆さんに送ろうと思っております。

これは今までの40回やってきた中に、いろいろな紆余曲折はあったと思うのですがけれども、その人たちへのまず感謝を言ってそういう文書ですね、「ありがとうございました」という文書と、「これからこういうふうにしていきます」ということの文書を送

ります。その中には、引き続きまた御協力をお願いしたいという文書を、今までの実行委員の皆さんに送ります。

そして今回の先ほど言いましたが、協力依頼については、あくまでも関わっていただいた個人に対してということで、先ほど言ったように団体に対して入ってください。青年部だから全員入っていますだとか、そういうくくりは一切しません。個々で皆さん判断していただいて、しばれフェスティバルに賛同いただく方に、実行委員としてなっていただきたいと思っております。合わせて町内回覧、そして町のホームページ・SNS等活用して募集を行う予定で、インターネットを通じて応募ができるように、今、準備しているところであります。

そこで予定ですが、議会が終わって6月の11日頃に、今までの実行委員の皆さんに文書を流ささせていただいて、6月の17日から一応7月の22日まで実行委員の募集をします。町内の方たちに「よろしくお願いします」ということで募集をかけ、7月22日までの間で、なぜ1回区切るかということ、その後も入りたいという方は入っていただいてもいいのですが、その後の展開がありまして8月上旬あたりに、そのメンバー大体決まったところで、組織をそこで決めて提示するのではなくて、第1回目の実行委員会を開いて、そこで出発ということになります。一応、その流れであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 1番濱田議員。

○1番（濱田正志君） 分かりました。募集方法にして、そのような方法を取ることによって理解しました。

続きまして12月の定例会の中で、町長が実行委員長をするならば、職員も覚悟を持ってやらなければいけないという返答を实际いただいております。これは職員に対してのしばれフェスティバルの協力依頼なのか、ボランティアという意味での協力依頼なのか、業務として町主催でやるイベントということで、仕事として来ていただくのかというところの内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 町長が、実行委員長だからということで、役場職員が全員業務・仕事として関わってもらうことはないと思います。そういうことはないと思います。担当課は、産業振興課の職員については、通常の勤務時間も含め夜間・週末にも、業務として関わることになる場合が多いと思いますので、それは想定されると思います。産業振興課以外の職員については、引き続きボランティアの協力を求めたいという思いがあります。

今までと違うのは、きっと商工会青年部が中心となって準備を進めてきたものが、その枠組みが取り払われたことにより、少なからず数的にも不足している部分については、これまで以上、職員に対して協力をお願いしたいと思います。

町長が、実行委員長になるということは、この覚悟をどう捉えているかということ

は、それは議員御自身の捉え方でも構わないのですが、これが強制とか何とかということではなくて、みんなでやりましょうと。役場職員だけじゃなくても、今、これは陸別町の危機だと思っていますので、これをなんとか先輩たちが築き上げたこの40回もやってきた、しばれフェスティバルをみんなでやりましょうと。そういう覚悟を持ってやっていただきたいと思っています。

実際、僕自身も1年たって経験したことの中に、町長が言葉を発するというのは責任が感じるのだとかいろいろなこと、威圧に聞こえてしまったりとか、いろいろなことはあると思うのですよ。そこでこの打ち合わせをする段階で、産業振興課の担当職員とかを集めたときに、一番最初に言わせてもらいました。僕が、この道行くんだよって言ったら、どうしてもみんなそっちを向いていかなければいけないことになってしまったら困ると思ったので、一番最初の打ち合わせの段階で遠慮せずに言ってくれと。

今、ここまできた案もきちっと職員たちが提示して、こういうふうにやったらどうですかとか、例えば僕が気づかなかった今までの人たちに、お礼の文書を流したらいいのではないですかとか、そういうことは職員から上がってきた意見なのですよ。僕自身が募集かけたら、こういうふうにしていこうとかという道筋はつけるのですけれども、その間には何回も会議を開いて、今のここにたどり着いてきたということも御理解いただきたい。

ただ、これは自分が言葉を発するっていうのは、責任を持たなければいけないことなので、きちっと課長会議等でも既にこういうことですと。やはり職員の中には、いろんな状況の人たちがいるので、僕がなって、全員がなりなさいということではなくて、皆さんここはこうやって頑張りましょうというところで、では実行委員に入らない人がどうだとか、そういう議論もしたくもないので、皆さんも気持ちの中でこうつくりあげようという雰囲気、僕自身はつくっていききたいなと思っているので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） 1番濱田議員。

○1番（濱田正志君） ボランティアを継続ということで、お願いということでやっていただくということは、理解できました。ただ、これは町長がやるということ、やるのでお願いしますと、建前上どんなことを言ったとしても、感じるのは本人側の問題です。僕が言ったからといって、右向いて右ではないですよということを説明されるのは、当然だと思います。ですが、その後、参加されなかった職員たちが、どういうふうな気持ちを抱えて仕事をしていくのかとか、そういうところも払拭していかなければいけないのも、町長の責任だと思います。実際、しばれを続けていくのであれば。

それが、前回も言っていたように、持続可能なものになるかどうかというところでは、ちょっと疑問が生まれるところではあるのですけれども、あとは12月にも縮小するつもりも、さらさらないということをおっしゃっておられました。それで実行委員会が集集するというところで、相当な人数が集まらなければいけないと、私は考えておりま

す。その中でもし足りなくなつた場合とかは、どのような対応で縮小せずに続けていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） ここ議会なのであれなんですけれども、実行委員会というのがある、ほかの実行委員会がここで答えてとか、どうするのだとかと、しばれが多分相当な話題になって、議員もそうやって来てお話しする題材になっていると思うのですけれども、この後に少なかったらどうだとか、目指すところがどうだとかということではなくて、今までのことを自分たちの目標としてやろう。それは当たり前の話で、そこに今こういう状況になったので皆さんでやりましょう。そして、そこに人が来る来ないというのは結果論なところがあって、また、そこはそこで判断しなければいけないので、いなかったらどうするのだとかそういうことの見解は、今、持ち合わせてはいません。

○議長（久保広幸君） 1 番濱田議員。

○1 番（濱田正志君） 分かりました。そこまでまだ決まってないというのも、実行委員会もまだ確定されていないので理解できました。

それで、先ほどもおっしゃられたのですけれども、足りなかった場合は今後考えていきますということで、その体制になる前に、そうですね、何も決まっていないということです、これから実行委員会が集まられて、どれぐらいの規模になるか分かりませんが、その中でやっていくという回答をいただいたということで、私の一般質問をこれで終わらせていただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） 一般質問を続けます。

2 番三輪議員。

○2 番（三輪隼平君） 私の一般質問を行いたいと思います。よろしく申し上げます。

テーマとして、大きいテーマとしてなのですが、森林が80%を占める町、陸別、その魅力をもっとというふうに掲げさせてもらいました。

先にあった質問の部分も踏まえての部分で、恐縮な部分もあるのですが、陸別町という町の今後のイメージづくりとか、そのコンセプトについて森林のことを訴える前に、PRする前に、考えを伺いたいと思います。そういったもので、ちょうど今、自分の前の質問で、しばれフェスティバルということで議論されたところなのですけれども、本当に一大イベントでそういったものをはじめとしまして、ただ、それだけではなくて自分もこの町の生まれで育ちましたし、天文台であったり、モーター・スポーツ、ふるさと銀河線であったり、そういったものを先輩方がいろいろな取組であったりPRしたことによって、陸別町という町は道内とか、その地名度というのはすごいある町だなというのを私も職業柄なのですけれども、キッチンカーというもので全道各地営業していますので、陸別町という名前を掲げているだけで「あの町だね」と言ってくれるような、小さい町なのですけれども、知名度というのは確たるものがあるなど、日々痛感してしているところであります。

そういったイメージ、陸別町の大きいイメージ、今、話がありました日本一寒い町、しばれフェスティバルをはじめとして、すごい特徴だと思うのですけれども、そういったものもありながらなのですけれども、今後の陸別町のイメージづくりというか、コンセプトちょっと仰々しくなるかもしれないのですけれども、そういったものの戦略については、ありますかということでお聞きしたいと思います。

これに関して言いますと、先日、陸別町の観光協会の総会にも参加させてもらった時には、町長の御挨拶の中でもありますとおり、先日の太陽フレアという気象イベントがあって、オーロラが本当にすごい注目されたというのも、昨今の出来事でありましたし、昨年ぐらいからでもXの方で陸別の天文台が発信だったりPRをしてきて、すごいその件でも注目されているなという、日本一寒い町ではない部分の陸別町で取り組んできたことのイメージづくりが、一つ一つ身を結んでいるなという実感もあるところなので、そういった部分のコンセプトづくり、何か今後あるか、お聞きできたらと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） この間、天文台のお話も観光協会の時にもさせていただきましたし、2,200人ほどの町に1日で1,001人ですか、過去26年の間に最高の来場者というか、来ていただきました。これからのコンセプトということではありますが、陸別町には豊富な自然環境の恩恵を受け、農業・林業をより中心に発展してきたことは、言うまでもないのかなと思っております。

天文台、そしてりくべつ鉄道、これを核として、今、陸別の交流人口・関係人口ということで進んでおります。天文台も雨漏り等々がありましたが、めり張りのついた予算のつけ方をさせていただきまして、1億2,000万円かけて今、改修をするところであります。

鉄道は廃線から、今、動態保存ということで商工会中心にここまで、動態保存というのは難しいというのが最初のレッテルというか、そういうものでありましたが、ここまで来られたのかなと思っております。これから、こういう点と点を結んでブラッシュアップをして、これから陸別の魅力を発信していきたい、そう思っております。

○議長（久保広幸君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 点と点を結ぶということで、そういったことも魅力の一つ一つをとということで、町長の考えをお聞かせいただいて、ありがたいなと思うのですけれども、そういった面で陸別が、これまで取り組んできたもので有名になったことは、もちろん知名度、観光面のことが多いのかなと思うのですけれども、そういった面でそういった得た観光面での知名度を、さらにちょっと自分で疑問に思ったところが、基幹産業である農林業のほうのPRというのは、そういったものにもつなげていけたらいいのかなというふうにも思いましたし、今現在、そういったものの基幹産業のPR方法というか、そういったものを取り組まれていれば、教えていただきたいと思います。どのよ

うな形でというか。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時26分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本田町長。

○町長（本田 学君） 農業・林業という関係になってくるのかと思いますが、新規就農フェアだとか、移住のフェアだとか、そして昨年、議会でも申し上げましたが、農協の組合長と一緒に農業フェアも行きましたが、今年も予定をしております、一緒に行こうと思っております。

多分、基幹産業のPRということで、木材関係のことでどうPRをしていくのかとか、そういうお話になるのかなとは思いますが、今の段階で木に関してものPRという場面にそう言われると、陸別町全体のPRの中に森林が8割あってだとか、そういうようなPRの仕方になるので、その特化したところということとは、今現在、薄いのかなというところはあります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） このタイトルのあった森林が80%を占める町というのは、私もこの町で生まれ育ったので、ことあるときというように、よく聞いてきた言葉というのもありますし、今回、陸別町の第6期陸別町総合計画の中において、林業の振興という中の冒頭のほうにも、総面積が約83%を森林に恵まれた地域とありましたので、まさに本当にそのとおりなのだという町で、私も育っているなという印象がありました。

今回、その基幹産業のPRはどういうふうにしていくかな、どうしていったほうがいいのではないかなと思ったきっかけとして話すことになるのですけれども、こういった田舎に育って、森林・自然に囲まれて育ったわけなのですけれども、そんな自分よりもこの間、札幌の地下歩行空間で、たまたま木のイベントということで木フェス・木育に関するイベントだったのですけれども、それを見かけたときに家族連れで、子供たち、木に関わるワークショップだったり、体験するようなブースがありまして、都会の札幌駅の地下歩行空間で、これだけ木を集めてそういったものを体験できる空間をつくって、これだけの参加者。私の主観でしかないのですけれども、参加者がいるというのは、なかなかインパクトがあった出来事というか、そこから、私は陸別町という町に住んでいますので、この森林を訴えかけていく林業を、基幹産業が林業ということとずっとありますので、そういったことをPRしてもいいのではないかとということで、次の質問に入っていきたいと思えます。

自然（森林）あふれる町陸別としての存在PRをということで、何でこのタイミング

かというか、いいタイミングだなと思ったのが、ちょうど今年度より森林環境税ということで徴収が始まりましたし、ただ、森林環境譲与税の用途としては、令和元年より各市町村において活用がされていったところであります。市町村によって、森林環境譲与税がどのように使われているかというのは、各自治体において公表されているので、知り得ることができます。

北海道においては、質問になりますけれども、道民であったり関係機関などが共同し、植樹及び育樹に関する活動、森林づくりの施策の推進に北海道も努められています。先日、陸別町においても町民植樹祭が、このように継続して行われております。自分が札幌で体験しましたような、経験したような木育だったり、木に関することに対しての認識というのが広まっているのではないかという実感がありまして、これは何かというと、先ほど話した私の事業というか、仕事に関わるところで、いろいろな各市町村とかのイベントに出ることもあって、気になったので今回調べてみたのですけれども、その1点ですね。情報としてですけれども、私が、北海道の木のこれを調べるにあたって、SNSのXのほうで北海道水産林部の森林環境局森林活用課というところ、そこがXのアカウントを持ってまして、そちらのほうで北海道に関する木育のイベント情報であったり、北海道でこういう木に関する事で、イベント・行事が行われていますよというふうに、情報が発信されております。

その中で、今回の十勝総合振興局の林務課の木育担当の方がいらっしゃったのですけれども、そういったことにも木育担当の方が、Xのアカウントを通じてお知らせしていたところで、最近、5月そういった週間でしたので、帯広市の緑ヶ丘公園、そういったところでの新緑まつりというものであったり、帯広のますやパン・麦音さんで「もくフェスとかち」というものが開きましたというふうに、お知らせもあったとお聞きしました。

そういったもののイベントの内容というのも聞かせてもらいまして、例えば、ガーデニングだったり植物のフリーマーケットなど、先ほど自分が札幌の地下歩行空間で見たような、木で自由な作品作りをしてみようというような体験のブース、木の作品作り、あとネイチャーゲームだったり木の楽器、これも考え方によってなのですが、作業車。ここでは緑ヶ丘公園、広い場所だったので高所作業車に乗ってみようというような、そういったイベントの取組もやられていたようです。

そういったものを調べて、実際にお聞きする上で陸別もそういった木に関わる、今回、木育というものの中での開催だったと思うのですけれども、陸別においても森林とか林業をコンセプトにしたようなイベント、そういうのを開催してもいいのではないのかなと思いました。実際に、十勝総合振興局の林務課においてそういったイベントを、誘致というのは難しいかもしれないのですけれども、相談は乗れるのではないかという話もお聞きしましたので、こういった林業を盛り上げるようなイベントを、陸別で開催というのは考えられるでしょうか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 今現在、町主導でそういうイベント開催や誘致ということは考えておりませんが、今、議員がおっしゃった木育に関しては、私自身も物すごく興味を持っておりまして、今の地下歩行空間も見たことがあります。子供たちに様々な木のこれからのSDGsもありますし、大切さだとか様々なことが、ワークショップとしてやっているのも目の当たりにしたことがあります。

ぜひ、林業界等々とお話をしながら、やはり町がやりますからということではなくて、皆さんでこうという中に、町もちゃんと入ってとかというのが一番ベストなのかなと。当然うちの職員のほうも、いろいろ考えも持っている職員もおります。この件に関しては。その中も情報収集しながらいきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 今、町長言われたように、町が主体となってというよりは、林業に関するそういった当事者から話が上がってきて、それを支援したり、サポートするような形が取ればという話だと思うので、そういったものにつながるような、私も恐縮な話で林業界の人間ではないのですが、そういったことで今後林業の関係する方々と話す中で上げていけたら、どうか御協力というか、よろしく願いしたいなと思います。

そういったことで内情というか、次の質問にもかかってくるかと思うのですが、ちょっと補足にもなるのですが、先ほどSDGsという言葉も出ましたし、あとゼロカーボン、こういったものもあるからこそというか、昨今のこの木育だったり木に関する皆さんのというか、森林環境譲与税が今年度より始まるということもあってのすごい機運というか、そういう認識、これどういうふうになるのだというような、みんなの興味がある分野なのかなという思いもありまして、こういう質問に至ったわけなのですが、実際に何で、みんなの興味があるけれども、なぜこれをPRしていかないといけないかという、やはり森林業界、林業だけではないのですが、担い手不足というようなことが背景、その解消のためにはどうしたらいいかというような、自分の何というか思いがあります。

各林業の会社においては、もちろん林業の職業の相談会であったり、就職説明会だったり、各企業の努力はされているというのをお聞きしておりますし、それが実際に最近本当に難しいんだという話を聞いております。そこからの本当に企業努力以外の陸別として、今、最初に上げたようなしばれフェスティバルであったり、そういった日本一寒い町でなく産業、産業として、こういう基幹産業があるのだよというようなイメージづくりもしていくことによって、陸別に林業の仕事を気になるなという人増えたらいいのではないかと、アプローチの仕方の話をこの質問でしているつもりで、そういったことにつながればいいかなというふうに思います。

ちょっとその下ですけれども、そういったことで今年度から始まりました森林環境税ですが、先に活用されております森林環境譲与税の活用についてです。こういったものの活用として、現在、陸別においても令和元年から、実際に各森林業界の方が使えるように私有地の整備であったり、これも担い手確保ということであったりもそうですが、実際に有効に活用されてきていると思っていますし、林業の会社の方からも、有効に使わせてもらっていますよというような声も聞くことができました。

こういった活用の仕方を、陸別町でされているところなのですけれども、先ほど1番の質問にありましたが、木育ということに関してですと、そこからのつながりですね。振興局の林務担当の人に聞いたところで、例に挙げさせてもらいましたのが、帯広市と音更町の事例を挙げさせてもらいました。帯広では、屋外で木の魅力を伝えるための木育活動がやられていたり、音更町においては木に親しみを子供の頃から持ってもらえるように、赤ちゃんの誕生祝いに木のおもちゃを贈呈したりというような、そういったことが行われているとお聞きしました。これは、事業名として各自治体において環境譲与税の使途が公表されておりますので、帯広と音更そういったものの事業区分で、森林・林業・木材の普及活動などということで、実際こういった活用をされておりました。

先ほどの陸別町の担い手不足というか、そこにすぐにつながるようなことではないのですけれども、そういったものを普及活動を通じて陸別町の担い手が少しでも改善できればなということで、そういう使い方、木材の普及活動などということで陸別町のそういった自然だったり森林のこと、そういったようなまとめたパンフレットみたいな、リーフレットというか、そういったものを作成はできないでしょうか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 森林環境譲与税の活用ということで、陸別町の考え方をまずお話ししたいなと思います。

令和元年度から森林環境譲与税の交付を受けており、町村において間伐など森林の整備に関する施策として人材育成、そして担い手確保、そして多分、今、おっしゃっていることは、木材利用の促進ということになるのかなと思っています。普及活動、普及啓発活動等の森林の整備の促進に関する施策に充てることとされているというのが、森林環境譲与税であります。

陸別町は森林多く、先ほどからおっしゃっているように8割森林ということで、陸別町としては森林の整備に関する施策と、その整備に関する人材確保の面が、一番求められているのかなと思っています。昨日の補正の予算でもお話ししましたが、町内の必要な森林整備に関する費用に対して、国の公共補助金が間に合っていない状況にあります。国の補助金がないから事業を減らすことになるのと、必要な森林整備も間に合わなくなり、林業事業体の事業確保も厳しい状況になります。

陸別町としては、公共補助金の対象にならなかった事業に対しても、森林環境譲与税

を活用して、私有林整備促進の事業を実施しており、私有林の計画的な整備を進めております。併せて作業道の整備、林業事業体の従業員の安全対策、そして高性能機械への助成などにより、持続可能な林業の確立を目指しており、これらからの取組が森林豊かに持つ陸別町に求められると思っております。

今の担い手の方たちを確保する、事業を確保するというほうに、この森林環境譲与税をシフトしているわけではないのですけれども、今、そこで先ほど言ったように公共補助金の対象にならなかった事業とかも、森林環境譲与税で入れたりとか、森林組合で打ち合わせの中に使わせていただいております。

この税を今の議員おっしゃるイベントだとか木育、このお金も使えるのも確かだと思います。私が考えるのは、そういうイベントというか、今の木育の例えばやるのには、ここの譲与税にこだわらなくても、いろいろ提案していただいて、やれるのかなと思っておりますので、今の林業業界、林業だけではないのですけれども、担い手不足はどの業界もというお話もさせていただいていますし、さきの議員とのお話もありましたし、それはそれとして今特化したところで使わせていただいて、そういうイベントだとかというものに関しては、どんどんいろいろな御意見をいただきながら進むのも一つかなと。

陸別はこういうスタンスだから、今のしませんではなくて別な形で、先ほど僕も木育に関しては、すごい興味がありますということでは言いましたので、何かそういう形でやれないかということを考えております。

それと、パンフレットの制作については、しないということではありませんが、森林というのは陸別町の魅力があるのは間違いないので、観光パンフレットの掲載やホームページでPRしていきたいと思っております。イベントと子供たちのそういう、子供たちにしても担い手、それと森林のPRの仕方の問題に、先ほども基幹産業のPRというところになるのですが、今後、カーボンニュートラルということで、陸別町もゼロカーボンシティ宣言をしておりますので、今、実行計画を立てている段階であります。今の陸別町の8割の森林、8割強の森林がやはり核となって、カーボンニュートラルに対しての吸収率等の二酸化炭素の問題が出てきますので、そのあたりは十分、陸別町のよさをこれから恵まれたこの自然を、陸別町の今のどういう言い方して、陸別町の武器という言い方になるのかどうかあれなのですけれども、そういうふうになんてPRはなると思います。

併せて、今の担い手不足だとか、そういうものは分けながらいったほうが、戦略として全部ごちゃごちゃにカーボンニュートラルやっていますよ、陸別森林ですよとやっても、なかなかその担い手がとかという部分がありますので、きちっと今の担い手の皆さんに対しての支援、そしてイベントの支援、これからカーボンニュートラルにするためのゼロカーボンシティの戦略っていうものを、分けながら考えていきたいなど。その部分で、先ほど言ったように、今、木育だけではないイベントに対しても、政策予算としていろいろなものは考えていってもいいのかなと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 町長が言われた話の中で、先ほどの環境譲与税に関わらずという部分もありまして、カーボンニュートラルに関わる戦略というか、そういったところでまた改めてまとめ方というか、そういったところに自分のこういった質問が、生かされるような部分があればいいなというふうに思います。

先に質問として、このパンフレットを作成できないかということで聞かせてもらいましたし、それが今、別に考えてないよということでもありませんでしたので、この経緯として聞いた中でというか現状、私も陸別移住を応援する会とかそういったものの活動の中で、都会の人とかに大阪のフェアに行かせてもらいましたけれども、都会にないものに対して魅力を感じることがあるのかなと思いますので、それが農業であったり林業でもあるはずなので、そういったものをお知らせできるものがあったらいいのかなというふうに思いました。

実際に企業努力というところでは、今現状、聞いた中の一つの例ですけれども、自分のほうでそういった作業風景だったり動画を作成して、企業の就職説明会のブースで流すような、そういったことはされていると言ったのですけれども、ポスターとか、陸別町の天文台の皆さんが、空を眺めているポスターを使ったりとかするのですけれども、林業を伝えるようなものがあればいいなというふうな声も聞かれたので、カーボンニュートラルの構築していく中で、そういったものもぜひ組み込んでいってもらえればいいなというふうに思います。戦略は分けてということでありましたけれども。

あと、担い手不足ということで、イベントということで仰々しく上げさせてもらっているのですけれども、いざ実際にこれを例えば陸別で主催するというふうになりまして、今現状が、陸別の林業に関わる人材が足りないがゆえに、人手が難しいということが、人手を休日をお願いするということになりますので、それは難しいと言っていました。この誘致への相談できないかということで、もし陸別で何かイベント・行事を、木に関わることをするというのであれば、十勝総合振興局の林務課の人が木育マイスターという方が、各市町村にいらっしゃるので、そういった方につないで、陸別町にそういったブースを紹介することもできると言っておりますので、今、検討段階ということでもお聞きしたのですけれども、そういった具体的な方法もあるということもお伝えして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 貴重な御意見ありがとうございます。参考にして、これからどういう形になるかというのは、結果的なことになると思うのですけれども、進んでいきたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（久保広幸君） これで、一般質問を終わります。

---

◎日程第3 意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する  
森林・林業・木材産業施策の充実・  
強化を求める意見書の提出について

---

○議長（久保広幸君） 日程第3 意見書案第1号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読してもらいます。

○事務局長（請川義浩君） 本道の森林は、全国の森林面積のおおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産業等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用の促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年6月、北海道足寄郡陸別町議会議長、久保広幸。

○議長（久保広幸君） 提出者の谷議員から、趣旨説明を求めます。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君）〔登壇〕 ただいま事務局長から読み上げた意見書を、私が提出者となって各議員の皆さん方の賛同を得て、この意見書決議したいと思っておりますので、よろしく御賛同のほどお願いいたします。

ただいま読み上げた中で重複は避けますけれども、要望する1と2について補足的な説明を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

というのは、1については森林の持続化、いわゆるSDGsは切って、使って、植えて、育てる、これが森林の関係の主な事業でございます。森林というのは、防災や減災につながるということで、今後、新しく設立というか、交付されてきております森林環境譲与税を活用しながら、この事業を継続することについての1の強化でございます。要望の中で。

2については、植林はクリンラーチという言葉が使われておりますけれども、これは今後の植林をするための苗木の関係でいろいろと改良されております。これは樹種によっては挿し木で、そしてコンテナ、今回当町で行われた植樹祭のときに行ったとき、分かると思うのですけれども、俗に言う我々の商売柄でいくと、ビートのポットのようなそういう形のものでございます。これは植えつけることによって定着率が高いのと、今後、機械化をする上ではクリンラーチのコンテナ苗は、どんどん普及しなければならぬと、そういう意味でここに書かれております。そうすることによって、より一層植林をつくりやすくなるということでございますので、このことを強く要望して、各関係機関に出したいと思っておりますので、皆さん方の御賛同をよろしくお願いいたしますという説明で、提案の説明といたします。

よろしく申し上げます

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本意見書案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認め、意見書案第1号を採決します。

意見書案第1号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 発議案第2号 議員の派遣について

---

○議長（久保広幸君） 日程第4 発議案第2号議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元にお配りしております発議案のとおり、7月13日に札幌市で開催される札幌陸別会に、渡辺議員、工藤議員を、10月30日に清水町で開催される十勝町村議会議長会主催の議員研修会に議員全員を、11月16日に東京都で開催される東京陸別会に中村議員、濱田議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、議長発議のとおり派遣することに決定しました。

なお、日程、場所等に変更が生じた場合については、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

次に、お諮りします。

令和6年度の閉会中において、町村議会議長会、市町村議会議長、行政団体、関係団体から突発的な研修会、集会等の参加要請があり、議会の招集が困難と認められる場合は、議長において派遣の決定の一任を願いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認め、そのように決定しました。

---

#### ◎日程第5 委員会の閉会中の継続調査について

---

○議長(久保広幸君) 日程第5 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務常任委員会及び産業常任委員会の委員長から、会議規則第75条の規定による申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎閉会の議決

---

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

---

### ◎閉会宣告

---

○議長（久保広幸君） これで、本日の会議を閉じます。

令和6年陸別町議会6月定例会を閉会します。

閉会 午後 2時57分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員